

別海町議会会議録

第1号（平成28年 3月10日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 平成28年度行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 平成28年度教育行政執行方針 |
| 日程第 8 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 9 | 議案第21号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第22号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第23号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第24号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 平成27年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第10号 | 平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第11号 | 平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第12号 | 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第13号 | 平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第14号 | 平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第15号 | 平成27年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第16号 | 平成27年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | 会期決定の件 |

日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		平成 28 年度行政執行方針
日程第 7		平成 28 年度教育行政執行方針
日程第 8		提出案件の概要説明
日程第 9	議案第 2 1 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 2 2 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 2 3 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 2 4 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 9 号	平成 27 年度別海町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 14	議案第 10 号	平成 27 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 15	議案第 11 号	平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 16	議案第 12 号	平成 27 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 17	議案第 13 号	平成 27 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 18	議案第 14 号	平成 27 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 19	議案第 15 号	平成 27 年度町立別海病院事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 20	議案第 16 号	平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○出席議員 (16名)

1 番	小 椋 哲 也	2 番	外 山 浩 司
3 番	大 内 省 吾	4 番	木 嶋 悦 寛
5 番	松 壽 孝 雄	6 番	森 本 一 夫
7 番	今 西 和 雄	8 番	西 原 浩
9 番	沓 澤 昌 廣	10 番	小 林 敏 之
11 番	瀧 川 榮 子	12 番	戸 田 憲 悦
13 番	中 村 忠 士	14 番	渡 邊 政 吉
副議長	15 番 佐 藤 初 雄	議 長	16 番 松 原 政 勝

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
農業委員会会長	小 野 榮 一	総 務 部 長	竹 中 仁

福祉部長	河嶋田鶴枝	産業振興部長	佐藤則夫
建設水道部長	宮越正人	教育部長	中谷隆弘
病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	田保圭乙
監査委員事務局長	佐藤敏	農委事務局長	山崎茂
総務部次長	佐藤告	建設水道部次長	金田秀幸
教育部次長	下地哲	総務課長	佐藤告
総合政策課長	浦山吉人	税務課長	中村公一
防災交通課長	宮本栄一	福祉課長	山田一志
介護支援課長	今野健一	町民課長	三戸俊人
保健課長	小湊昌博	老健事務長	伊藤輝幸
農政課長	門脇芳則	水産みどり課長	干場富夫
商工観光課長	川畑智明	管理課長	伊藤一成
事業課長	金田秀幸	上下水道課長	小島実
学務課長	佐々木栄典	生涯学習課長	下地哲
図書館長	千葉宏	病院事務課長	大槻祐二
財政課主幹	寺尾真太郎		

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

4番 木嶋悦寛 5番 松壽孝雄
6番 森本一夫

◎開会宣告

- 議長（松原政勝君） おはようございます。会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。
ただいまから平成28年第1回別海町議会定例会を開会いたします。
ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。
4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。
なお、本件は報告のみであります。
議会運営委員長。
- 議会運営委員長（西原 浩君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。
2月29日及び3月3日に開催いたしました議会運営委員会で、第1回定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。
第1回定例会に町長から提出されております案件は、全部で49件であります。
提出されました議案は、平成28年度各会計予算8件、平成27年度各会計補正予算8件、条例の制定が3件、条例の一部改正が26件、条例の廃止が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が1件、町道の路線認定及び廃止が1件、同意案件が1件。
これら提出案件のうち、議案第1号から議案第8号までの8件、議案第17号と議案第19号並びに議案第20号の条例の制定3件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。
また、特別委員会に付託する平成28年度各会計予算については、全議員で構成する平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置して審査すべきものと決定いたしました。
なお、特別委員会の委員長には松壽議員、副委員長には今西議員を候補者として選任いたしました。
正副委員長の互選については、議長指名により行いますので御了承願います。
次に、会期及び議事日程であります。
本定例会の会期は、3月10日から3月18日までの9日間とし、初日には、町長及び教育長の行政執行方針の説明があります。
その後、町長提出議案のうち、先議の申出があります議案第9号から議案第16号までの平成27年度各会計補正予算8件と議案第21号から議案第24号までの条例の一部改

正4件、合わせて12件についての内容説明、質疑を行い、討論・採決を行います。

二日目には、残りの町長提出議案の37件について、内容説明と質疑を行うことといたしました。

3月14日には、一般質問を行います。

なお、3月15日から17日までの3日間は休会とし、15日は議案調査及び議案審査のため、各常任委員会を行います。

16日・17日の二日間は予算審査特別委員会を行います。16日は一般会計の審査、17日は特別会計及び企業会計の審査を行い、その後会計ごとに討論・採決を行うこととされています。

最終日の18日は、常任委員会に付託した議案の委員長報告、特別委員会に付託した議案の採決、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明・質疑、討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、小椋議員、大内議員、瀧川議員、外山議員、中村議員、森本議員、木嶋議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、効率的な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。

その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、委員会提出案件が3件、議員提出案件が1件の計4件であります。

「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」については、現行の奨学金制度では教育費の高騰や若年層の雇用劣化となるため、本町の現状に鑑み、総務文教常任委員会から提案されることになっております。

次に、「教職員定数の削減に反対する意見書」については、本町の教育環境の状況に鑑み、少人数学級の取組充実・強化が必要なことから、総務文教常任委員会より提案されることになっております。

次に、「診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書」についてですが、本町の医師体制状況を考えると、医師の技術料などをマイナス改定することが本町のそれに大きな影響を及ぼすと考えられることから、福祉医療常任委員会より提案されることになっております。

次に、「別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、子ども子育て支援新制度における認定子ども園に関する所管事務は、現在二つの常任委員会で調査をしており、協議調整の効率化を勘案し、子ども子育て支援新制度の大概を占める福祉医療常任委員会を主管とするため、西原議員から提案されることになっております。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、「反問件」についてであります。町長ほか、町の職員が議長の許可により議

員の質問に対して、論点・争点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、町民の皆様には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告について町長から説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成28年第1回の別海町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様におかれましては、年度末を控え、時節柄大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

定例会開会にあたり、行政報告を申し上げます。

初めに、「産業の動向について」でございます。

酪農と畜産の情勢ですが、町内の系統外出荷分を含めた生乳生産量は、昨年1月から12月で46万9,000トン、対前年比101.8%、生産額では447億9,000万円、対前年比106.5%となっています。

乳量は、前年を1.8%、8,300トン上回り、乳代は、前年の実績を平均単価で4円以上、金額で27億4,000万円と大幅に上回っている状況です。

生乳生産農家戸数につきましては、本年2月1日現在で20戸が離脱しております。

内訳としては、後継者問題で9戸、営農不振で3戸、病気や事故で6戸、その他が2戸となっています。

昨年は3戸が新規就農していることから、現在の農家戸数は696戸となっております。

次に、環太平洋連携協定・TPPについてですが、2月4日、交渉参加12カ国が協定文に署名し、条文が確定していることは既に御承知のとおりです。

農林水産省では、農政新時代キャラバンで、地区別説明会を開催していますが、加えて地方参事官を窓口としたホットラインを開設し、合意結果や国内対策の説明強化を図り、農業者の不安等の解消を図っているところです。

道は、2月17日に道内の農林水産物への影響額を公表しておりますが、本町に大きく関係するものとして、牛乳・乳製品で179億円から258億円、牛肉で48億円から97億円と試算されているところです。

町としては、引き続き関係機関と連携して、本町農業に与える影響などを調査するとともに、国会での議論を見極める必要があると考えております。

次に、「水産業について」でございます。

昨年のサケ定置網漁業は、魚価高により過去10年間で2番目の水揚額となっており、もう一つの主要魚種であるホタテ貝漁業についても、依然と輸出需要の増大から高値で取引されています。

2月末現在の漁獲量は7,938トンで、対前年比121%、金額は40億円で、対前年比144%となっており、昨年同期を大きく上回る水揚状況となっています。

しかし、ホタテ貝価格は、為替や海外での需要に大きく左右されることから、引き続き市場価格の動向に注視してまいります。

次に、農林業をはじめとし、住民生活にも深刻な影響を与えているエゾシカの捕獲状況ですが、昨年の春と秋に実施した銃器による駆除では、2,644頭、また、12月から3月末までの予定で実施している、野付半島と走古丹地区の囲いワナでの生体捕獲では、現在まで134頭を捕獲しております。

次に、「観光と商工業について」でございます。

本年1月末現在の観光客入り込み数は、26万9,000人と、主要なイベントが大雨や台風の影響を受けたこともあり、対前年比89.5%にとどまっています。

しかし、関連施設の入り込み状況としては、道の駅が対前年比で111%、尾岱沼キャンプ場が116%と増加していることから、新たに開設した野鳥観察小屋などを活用し、今後も体験型・滞在型観光の推進に努めてまいります。

商工業については、月例経済報告によると「ゆるやかな回復基調が続いている」とされておりますが、個人消費の落ち込みや原材料のコストアップなどから、町内の商工業は依然と厳しい経営状況におかれていると認識しています。

このような中、国の「地域消費喚起・生活支援等交付金」を活用した「プレミアム商品券」の利用期間が1月末で終了しました。

商品券の利用率は、プレミアム分を含む発行額1億9,500万円に対して、99.8%に上ったことから、個人消費の拡大や町内中小企業の活性化にも繋がったものと考えております。

次に、「子ども・子育てについて」ですが、町立認可保育園2園と町立幼稚園3園は、子ども子育て支援事業計画に基づき、新年度から認定こども園の保育園型・幼稚園型に移行するよう手続きを進めてきたところです。

このたび、1月29日付けで、5園とも北海道の認定を受け、4月から認定こども園として運営を開始いたします。

さて、本年1月から法に基づき、介護、子育て、保健、医療などの申請手続きに、マイナンバーの利用が開始されています。

開始にあたって別海広報等での周知や窓口で制度説明を行うなど、手続きの利用に関しては御理解をいただき、支障なく事務を進めています。

通知カードの送付状況については、郵便局の保管期間経過で、町への返戻が505通ありましたが、12月、2月と個別通知を行い、2月26日現在で118通の未交付となっています。

未交付の通知カードについては、可能な限り本人との連絡、または居所の把握が可能になるまで保管を予定しています。

また、本人の希望により発行される「マイナンバーカード」の本町到着枚数は、546通となっております。

次に、「総合戦略」並びに「まちづくり構想」の策定についてです。

本年度、策定作業に取り組んでまいりました、「別海町人口ビジョン」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、「矢臼別演習場周辺まちづくり基本構想」は、多くの町民や有識者の方々から広く意見をいただきながら、いずれも原案をまとめ上げ、現在、パブリックコメントに取り組んでおります。

今後は、パブリックコメント終了後の精査を経て、本年度末までに策定を完了させ、次年度以降は、「総合戦略」や「まちづくり構想」に掲げる具体的な施策への取り組みや、基本計画の策定を進めてまいります。

次にテレワーク構想についてですが、本町を含むコンソーシアムで取り組んだ、総務省の委託検証事業「ふるさとテレワーク推進事業」は、2月29日をもって実証期間が終了しました。

期間中には、25名のテレワーカー及びその家族に、本町での仕事や暮らしを体験していただきました。

また、参加したテレワーカーが、事業終了後も本町に住み続けてテレワークを継続するなど、一定の成果が得られたところです。

その一方で、事業を管理・運営する推進体制の広がりが見られなかったなどの課題が露呈されたところでもあります。

現在、事業の精査・総括を行っていますが、実証事業によるこれらの成果や課題を次の展開に向けてのステップと位置付け、今後の定住や移住、地域雇用機会の増加の取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、除雪の状況についてですが、昨年11月からこれまでに、5回の除雪を行っています。

本年度は、昨年に比べて降雪日、降雪量ともに少なく、通行止めが続くようなことも無く、順調に作業を進めています。

なお、除雪業務の委託料は、2億円を予算措置していますが、昨日現在の残額は、8,100万円ほどとなっています。

降雪期間も、残りわずかとなりましたが、今後も産業活動や日常生活を支える交通をしっかりと確保するよう、作業に努めてまいります。

次に、建設を進めていた野付半島災害時避難施設についてですが、去る2月29日に完了検査を行い、施設が完成しました。

本定例会に、施設の設置や管理に関する条例案を提出させていただいておりますが、今後、備蓄資材などを搬入し、関係者の方々にも説明を行った上、本年4月1日から供用を開始する予定でございます。

最後になりますが、昨年12月の全員協議会において、副町長から報告をさせていただいた、別海旭町のJA道東あさひ店舗跡地の取得についてでございます。

このたび、JA道東あさひと協議が整い、3月1日に契約を締結いたしましたので、改めて御報告いたします。

土地の購入金額については、「不動産鑑定評価書」で示された鑑定評価額、3千万円で協議が整いました。

この後、土地の所有権移転登記を完了させ、3月31日に土地開発基金で取得する予定となっております。

なお、運用基金である土地開発基金が取得する場合の経費は、一般会計に予算計上することなく、基金が直接支払うこととなっておりますので、使用目的が確定した時点で、一般会計が購入することとしたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

◎日程第6 平成28年度行政執行方針

○議長（松原政勝君） 日程第6 平成28年度行政執行方針について説明があります。町長。

○町長（水沼 猛君） 平成28年度の行政執行に対する所信を申し上げます。

初めに、政府は、平成26年11月、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけることなどを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、平成27年度を初年度とする「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町でも、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「別海町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしています。

また、本年2月に参加12カ国が調印した環太平洋経済連携協定は、今後、批准に関して国会での議論が進められていきますが、国内産業はもとより、地域経済や担い手政策に与える影響などについて、地域産業団体等とも情報を共有しながら、今後の動向を注意深く見守っていく必要があります。

このほか、別海市街地の中心部空洞化や老朽化した主要施設及び防災対策の整備など、各種課題への対応については、構想を策定中のまちづくり事業の活用や将来的な人口減少を見据えて策定する公共施設等総合管理計画に基づいて、財源の確保を含めた検討を進めていかなければなりません。

平成28年度も引き続き、限られた財源の中で最大の効果を発揮しながら、町民の皆さまが笑顔で安心して暮らすことができる自立と協働のまちづくりを進めます。

次に、「別海町第6次総合計画」と「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございます。

平成21年3月に「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べつかい」を町の将来像として策定した第6次総合計画も、その計画期間は残すところ3年となりました。

この間、中間見直しの中で課題を整理し、一層の計画推進を目指して取り組んできましたが、第8次実施計画となる平成28年度は、計画の総まとめに向けてこれまでの課題解決に着実に取り組むとともに、新たな総合計画の策定を視野に将来につながる施策の展開を進めます。

また、人口減少問題を克服するための指針となる「別海町人口ビジョン」と「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成27年度に策定した計画に沿って今後の戦略を展開します。

全国的な問題として避けては通れない急激な人口減少を少しでも緩やかなものとし、自立したまちづくりを実現するため、産業、子育て、教育、観光等の各分野において町の特性を最大限に生かし、第6次総合計画において位置付けた各施策と連動させながら、戦略に定める基本目標の達成に行政と町民、関係団体などが一丸となって取り組みます。

次に、主要施策の推進について申し上げます。

まず、活力ある産業のまち。

農業の振興について、環太平洋経済連携協定（TPP）に関しては、条文の内容と重要品目の聖域確保を求める国会決議との整合性について、批准すべき内容なのか国会での議論を見極める必要がありますが、TPPによる不安から離農者が増加しないよう、様々な営農形態の酪農家が、将来に希望を持って取り組めるよう、関係機関等と連携して万全な対策を強く求めていきます。

最重要課題の一つである担い手確保は、これまでと同様に酪農研修牧場を核とした取り組みに加え、町、農協及び関係機関で構成する「別海地域担い手育成総合支援協議会」の組織機能を拡充し、より充実した対策を推進します。

また、日本一の酪農の町として、基盤整備事業を始め農地の維持保全対策事業等、各種支援策が充実するよう、関係機関・団体と連携して事業を推進します。

新たな「別海町農業・農村振興計画」は、「根釧酪農ビジョン」で示された将来像を実現するための取り組みも視野に入れ、将来にわたる持続的で多様な農業経営と魅力ある農村環境の確立に向け、平成28年度中に策定します。

また、今後の酪農・畜産の指針となる「別海町酪農・肉用牛生産近代化計画」について

も、同様に平成28年度中の策定を目指します。

森林環境の保全については、水源の涵養や地球環境の保全といった、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、除間伐や造林施業による適切な森林整備に努めるとともに、私有林の整備が円滑に進むよう、支援制度等の情報を広く発信します。

水産業の振興について、尾岱沼漁港の衛生管理型漁港整備は、平成30年度の完成に向け支援します。

地場水産物の付加価値向上と流通対策については、加工技術や新製品の開発といった消費拡大や販路拡大などの取り組みを引き続き支援します。

本町の水産業は、藻場や干潟の保全活動による良好な漁場環境整備の推進や、安全操業に向けた活動など、地域における日頃の地道な取り組みの下で成り立っていることから、増養殖対策はもとより、これら管理型漁業の推進を積極的に支援します。

水産関係施設については、ニシン種苗生産センターの取水機器等を更新し、安定した健苗の生産に努めることとし、水産系副産物再資源化施設では、給水管の新設整備を行い労働環境の改善を図ります。

観光の振興については、更なる交流人口の増加による観光消費額の拡大と滞在型観光の推進を図るため、誘客対策を初めとする事業を展開し、「食観光」の充実と「体験観光」資源の基盤強化に取り組みます。

また、教育旅行誘致やバードウォッチングなどの観光振興策については、広域的な観光資源の活用が不可欠であることから、近隣市町と連携し、より一層の推進を図ります。

ふるさと交流館は、保全計画に基づき老朽化が著しい浴室等を中心に改修を実施します。

中小企業支援対策については、別海町中小企業振興基本条例を基本理念として、経営基盤安定のための利子補給及び保証料補助事業や新規開業者、経営拡大に対する支援を継続するほか、商店街の活性化対策や地元業者の受注機会の確保対策の拡充に取り組みます。

中小企業担い手対策については、将来の地域経済の担い手となる高校生を対象とした大学視察や就職支援策として中小企業者との懇談会を引き続き実施します。

また、担い手育成のため、中小企業大学校などへの研修参加に対し、費用の助成を実施します。

次に、自然と共生するまちについてでございます。

健全な畜産環境の保持を目的として、平成26年度に制定した「別海町畜産環境条例」については、規制基準に係る3年間の猶予期間の最終年となります。

農業が今後も地域経済を支える産業として健全な発展を遂げるためには、環境への負荷軽減に配慮した取り組みが重要であり、基幹産業である農業と漁業が将来にわたり、共存共栄できる社会を構築できるよう、健全な畜産環境を保持する対策を推進するとともに、関係団体等と連携し環境保全型農業の推進に努めます。

地域資源を有効に活用した新エネルギーに関しては、引き続きバイオマス及び太陽光の利活用に取り組み、エネルギーの自給を推進します。

ごみ処理については、町民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の4Rである発生抑制の「リデュース」、再利用の「リユース」、再生利用の「リサイクル」、不要なものは拒否する「リフューズ」の推進を図り、ごみの減量化と分別リサイクルを徹底するため啓発活動を実施し、豊かな環境の保全と循環型社会の形成に努めます。

また、本年度からは、農家地区における可燃ごみの収集回数をこれまでの月2回から

週1回に増やし、全町的な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

公園の整備については施設の状況を調査確認の上、補修や更新を行い、利用者が安全で安心して憩える場の確保に努めます。

次に、健やかに暮らせる福祉のまちについてでございます。

すべての町民が心身ともに健康で生活できるよう、生活習慣病等予防の取り組みを充実させ、健康づくりに対する意識を高めます。

また、小中学生の体格保健相談による肥満やメタボリックシンドロームの改善指導、成人に対する特定健診後の指導の取り組みにより、各種数値データが改善されている実績を踏まえ、今後も各関係機関と連携し、継続性のある指導を積極的に実施します。

地域医療の確保については、近隣市町村の医療機関や拠点病院との広域連携、ドクターヘリを活用した重症患者の搬送体制の強化を推進するとともに、医療、保健及び福祉が一体となった予防医療の推進と医療サービスの充実を図ります。

人口当たりの医師数や看護師数が低い根室医療圏ですが、引き続き奨学金制度、再任用制度の活用や医師確保推進機関等との連携により、安定的な人材確保に努め、長年にわたり医師の派遣をいただいている札幌医科大学とは、「学生の地域密着型チーム医療実習」受け入れなどの教育連携事業を継続します。

平成27年度から、二次医療圏ごとに「地域医療構想」の策定が進められており、今後、より一層近隣市町村の医療機関との分化や連携が求められますが、町民の皆さんが安心して医療や介護が受けられる体制の確保に努めます。

地域福祉の充実については、町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、サービス提供の中核的な役割を担う社会福祉協議会を初め、民生児童福祉委員及び各種関係団体等の活動支援に努めるとともに、身近な地域を単位とした助け合い活動を行う福祉ボランティアやNPOの活動を積極的に支援し、町民総参画の地域福祉体制づくりを進めます。

平成28年度からは、子育て世代の負担を軽減する、二つの新たな子育て支援事業を実施します。

保育園等の利用者負担は、平成27年度から国の基準額の50%として、独自に保護者の負担軽減を実施していますが、国が平成28年度から予定する、所得制限を設けた多子世帯やひとり親世帯への軽減措置から更に踏み込み、町独自の施策として所得に関係なく全ての世帯に対して多子軽減措置を実施します。

また、こども医療費助成については、子供の疾病の早期治療を促進し、健康で健全な育成を推進するため助成対象を中学校卒業までとし、さらに所得制限を廃止する助成拡大を行います。

この他、本年4月からは、町立の別海、上西春別の保育園2園、野付、中西別、上西春別の幼稚園3園を、認定こども園として運営します。

認定こども園では、一時預かり事業のほか、子供の在園に関わらず、保護者の子育て相談や親子交流などの子育て支援事業も実施します。

また、登録会員による育児支援の相互援助活動事業としてファミリー・サポート・センターの運営を開始します。

放課後児童クラブについては、中央児童館、西児童館での実施に加え、昨年度から中春別放課後児童クラブが地域により運営開始されましたが、今後も地域が積極的に子育て支援に参画する気運が高まることを期待するとともに、このような地域の動きを積極的に支

援します。

障害者支援については、地域の特性にあったサービスの提供を推進します。本町の障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあるため、無料バス利用券交付事業を始め、障害者に関連する生活援護関係の各事業を継続して実施します。

また、障害者基本法に基づく、障害者施策の総合的な計画となる「別海町障がい者計画」の第3期計画策定に着手します。

高齢者一人一人が、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるよう、介護サービスの充実と介護予防の普及による生活機能の維持改善を図るとともに、地域住民や関係機関と連携し、高齢者を地域全体で支える環境づくりに取り組みます。

介護保険制度改正に伴い要介護軽度者の入所可能な施設が不足するため、認知症対応型グループホームの整備について、計画に基づき事業者の公募を行いサービス基盤の整備を進めます。

また、全国的な介護職員不足の問題は、本町においても同様の状況にあることから、介護職員の育成と確保のため「介護職員養成研修」を継続し、研修受講者に対する支援を拡充するとともに、介護事業所が独自に行う人材確保の取り組みについても支援します。

法人が運営する特別養護老人ホーム清翠園は、昨年11月から新施設の供用が開始されましたが、町では建設費に対する補助を行うほか、居住費が増額となる利用者に対しては、利用料負担軽減事業を継続します。

在宅を支援する中間施設として重要な役割を果たす老人保健施設すこやかなど、公設の施設についても計画的に施設・設備の改修を実施して一層の延命を図り、利用者が快適に過ごすことができるよう、適正な維持管理に努めます。

厳しい財政状況にある国民健康保険特別会計は、法律等の改正により平成30年度から財政運営主体が都道府県へ移行する予定ですが、この移行による影響についてもしっかりと検証を行い、引き続き保健事業の実施による医療費の抑制と保険税徴収の向上に努めます。

さらに、低所得者が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度など既存の制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関や民生委員、児童委員との連携により、相談・指導の充実に努めます。

次に、人を育てる学びのまちについてでございます。

次代を担う人材の育成に向け、「生き抜く力」を重視した別海型の特色ある教育活動の推進と、地域、学校及び家庭が一緒になって学校運営づくりを進める「コミュニティスクール」を試行し、学校教育の充実と生涯学習社会の実現に取り組みます。

また、地元別海高等学校への支援を継続し、地域を支えていく子どもたちに安心して通学しやすい環境を整えます。

学校施設整備については、継続事業である中春別中学校及び上西春別中学校の改築により、教育環境の向上に努めます。

青少年の健全育成に向け、基本的な生活習慣の定着を図る「メディアコントロールシート」を活用した、情報端末機器の利用制限等に取り組むとともに、積極的に日常のコミュニケーションが図られる体制づくりに努めます。

芸術と文化の振興について、史跡旧奥行臼駅通所保存事業の修理工事に着手します。また、地域に根ざした文化の継承のため、旧豊原小学校を郷土資料館分館として位置づけ教育普及活動を展開します。

スポーツに関しては、いつでも誰でも気軽にできるスポーツを発掘するとともに、肥満傾向にある子どもたちの「体力・生活力」向上のため、食環境の改善や子ども向けスポーツの普及に取り組みます。

次に、快適で安全なまちについてでございます。

市街地の整備については、（仮称）生涯学習センターや防災拠点施設等の整備を含むまちづくりの具体策として、平成27年度に策定した「矢白別演習場周辺まちづくり基本構想」を基に、平成28年度は、より具体的な内容となる「まちづくり基本計画」を策定します。

住宅対策については、公営住宅等のストック状況を踏まえ、本町の住宅マスタープランに沿った、住宅の再整備等を検討します。

また、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づく耐久性の向上や予防保全的な対応については、コストの縮減を含め計画的に実施します。

道路事業については、国の予算が縮減され、その確保が大変厳しい状況ですが、道路整備に関する地域要望が依然として多いことから、各交付金事業等を積極的に活用するとともに、町単独事業の「臨時町道整備事業」を継続して、計画的に整備を進めます。また、安全かつ円滑な交通を確保するため、既存道路施設の老朽化対策を引き続き計画的に推進します。

水道水の供給は、安全・安心に万全を期するとともに、平成27年度に策定した「別海町水道事業ビジョン」により企業経営の効率化と安定化に努めます。

施設の老朽化対策は、国営事業なども活用し、計画的に耐震化や長寿命化を図ります。

老朽化した終末処理場は、長寿命化計画に基づいた適正な整備を行い、安定した汚水処理に努めるとともに、合併処理浄化槽は、快適な生活環境を確保するため、啓発を行いながら引き続き普及推進を図ります。

平成27年度、本町を含む共同実施主体（コンソーシアム）で取り組んだ総務省地域実証事業である「ふるさとテレワーク推進事業」は、日本マイクロソフト株式会社をはじめ多くの方々との協力関係のもと、実証事業を完了しました。

テレワークという「地方への人の流れをつくる」この新しい働き方のスタイルを、地域の活性化に大きく貢献するツールのひとつとしてとらえ、実証事業によって得られた可能性と課題を精査し、更に強固な町内推進体制を構築しながら、本町の内外に新たな人の流れをつくり、移住や起業につながる地域活性化策を推進します。

近年の度重なる豪雨や低気圧による高潮の発生は、家屋等への浸水被害や避難生活を強いられた町民に不安な生活をもたらしました。

防災対策については、災害時の被災を最小化する減災対策の拡充を図るとともに、さらなる地域防災力の向上に努めます。

具体的な取り組みとしては、情報の伝達や広報活動、避難所の運営等について、自主防災組織や消防団との連携を強化するとともに、自主防災組織育成事業を活用した防災活動支援のほか、いつ発生するかわからない災害に適切かつ迅速な対処ができるよう、災害対処訓練を実施し住民の意識高揚を図ります。

本町の海岸線では、高潮等により冠水被害が発生するなど、地域住民の生活に支障を来していますが、地域住民や関係機関等との協議により、海岸保全施設の早期整備に向けた検討を行うほか、迅速な状況把握が可能となるよう既存潮位計を更新します。

交通安全対策としては、経年劣化等で認識度が低下した町道の区画線補修をはじめと

し、交通安全施設整備を計画的に進め、特に地域から要望の高い交通標識や信号機の設置については、現場の状況などを確認しながら、所管する機関に対して要請を行います。

また、交通安全指導員や交通安全協会等の関係機関と連携して、交通安全教育に取り組み、交通安全意識の向上に努めます。

次に、参画と協働でつくるまちについてでございます。

「自治基本条例」や「協働の指針」のもとに取り組んできた「町民参加」や「情報開示」については、実施手法の更なる充実に努めます。

また、町内の多様な主体が取り組むまちづくり活動を支援する「協働のまちづくり補助金制度」は、ここ数年利用団体が少なくなっていることから、制度周知のあり方等を検討し、利用の拡大を図ります。

人権は、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利であり、町民の一人一人の意識によって尊重されるべきものです。

近年、障害者の高齢化や認知症及び一人暮らしの高齢者が増加していることから、これらの方々が不利益や権利の侵害を受けることなく生活できるよう、市民後見人の養成と、行政や関係機関と町民が協力し、支援していくための体制づくりに努めます。

また、障害のある方に対する不当な差別的取り扱いなどの解消に向け、積極的に啓発活動に取り組むとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し共生できるまちづくりを推進します。

北方領土対策の推進については、これまで取り組んできた返還運動を先細りさせることなく、国や関係機関が展開する効果的な活動と連携し、啓発施設である「北方展望塔」を活用しながら積極的な支援、推進を図るとともに、四島在住ロシア人との相互理解を深めるための北方四島交流事業に継続して取り組みます。

本町の財政状況は、人口減少、少子高齢化、後継者不足による離農の増加などにより、ますます厳しさが増すと予想されますが、次世代に引き継ぐ安定的かつ健全な財政基盤を確立し、持続可能な自治体経営を進めていかなければなりません。

公共施設等については、全体の状況を把握し、長期的な視点を持って計画的に更新、統廃合又は長寿命化などを行い、今後の財政負担の軽減及び平準化を図ることができるよう、『公共施設等総合管理計画』を策定します。

また、あらゆる情報から財源確保の可能性を探るとともに、昨年3月に制定した『別海町債権管理条例』に基づき、債権の適切な回収に取り組むなど、自主財源確保に努めます。

さらに、平成29年4月からの消費税10%への引上げに向けて、受益者負担の観点から、引上げ分の転嫁が必要と判断される公共料金等については、適切な料金設定に向けた検討を行います。

むすびとなりますが、策定中の人口ビジョンでは、2060年の町内人口が1万人を割り込むという推計がされました。

私たちには、人口減少に歯止めをかけ、これまで本町の礎を築いてこられた先人達の高い志や強い意志を引き継ぎ、これから迎える人口減社会に立ち向かうため、雇用の創出、人の流れの創造、安心して結婚や出産、子育てができる環境の構築、安全で安心な暮らしがかなうまちづくりを実現させる責務があります。

「第6次別海町総合計画」及び「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた目標を、職員と一丸となり、一つずつ着実に実行していくとともに、情報を共有しながら町

民参加による協働のまちづくりを進めます。

最後に、町議会議員並びに町民の皆さまには、一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 以上で、行政執行方針の説明を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 平成28年度教育行政執行方針

○議長（松原政勝君） 日程第7 平成28年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（真籠 毅君） 平成28年度の教育行政執行方針について御説明申し上げます。

昨年は、スポーツ界において日本中が沸いた出来事がありました。

イングランドで開催されたラグビーのワールドカップにおいて、日本が強豪南アフリカに歴史的勝利を飾り3勝をあげるなど、私たちに夢と希望を与えてくれました。

また、本町の中学生野球大会においても全道大会や全国大会に出場し、素晴らしい功績を残し、さらに全国中学校スケート大会では、大会新記録で優勝するといった快挙もありました。

これらのことは本人たちのたゆまぬ努力やそれらを支える関係者の協力や理解、そして町を挙げて取り組んできた生涯スポーツの振興の積み重ねにより育まれてきたものと確信しています。

学校と家庭、さらに地域がそれぞれの教育機能を発揮し、まちぐるみで学ぶ心を育み、夢や希望、生きがいをもてる子どもたちを育てていくことが最も重要となってきます。

本町では生き抜く力を育てていくために、さらに「教師力の向上」、「学力向上」と「生活力・体力向上」に努め、地域性や子どもたちの実態に見合う取り組みを行っていきます。そして、先人が残してくれた伝統と財産を引き継ぎ、「夢と希望にあふれ 輝きに満ちた ふるさとを切り拓く町民を育む」を教育の基本理念に、将来を担う子どもたちのために、教育行政を執行します。

次に、主要施策の推進についてです。

第1は、生涯学習の振興についてであります。

生涯学習の目的は、私たち町民が豊かな生活を送るために、社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進めていくことにあります。生涯を通じて自身に必要な知識や能力を認識し、他者とのかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる力を身に付けることが大切です。また、学習で身につけた力を生かして、町民一人一人が心の豊かさをもたらす潤いのある地域づくりを進めていくことが重要です。

そのためには、学びの中核を担う施設の整備や関係機関との連携を進めていかなければなりません。

本町の生涯学習の拠点であり、人づくり・まちづくりの中核となる仮称「生涯学習センター」の建設については、基本構想を基に、「まちづくり構想」の中で、引き続きよりよい方向へと検討を重ねます。

生涯学習推進の実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」の機能を高め、成長の発達課題を示した「学びの木」の普及等、町内のあらゆる組織を有効に活用しながら、生涯学習を振興します。

一方、将来に渡って持続的に地域やコミュニティを発展していくためには、次代の担い手である子どもたちが生涯学習の実践者として自ら学び、健やかに成長することはもとより、変化の激しい時代を乗り越えていくために必要な力を地域総掛かりで育むことが重要であり、地域と連携による学校運営を進めるため、コミュニティ・スクールの導入が必要です。

全ての中学校区でのコミュニティ・スクールの導入に向けて、学校と地域の連携・協働の姿を具現化してくため、組織的・継続的な仕組みの構築について、指定地区での調査研究を進めます。

また、将来を担う若者の育成において、地域に根ざした高等学校の存続は必須と考え、eラーニングの実施等、町としても別海高等学校への支援を積極的に行います。

第2は、学校教育の充実についてであります。

別海町の地域性を生かした別海型の学校教育の構築を目指し、各中学校区で小・中連携型一貫教育を推進し、学力や体力・生活力、教師力の向上、特別支援教育の推進、幼児教育の充実などに努めています。

学力の向上については、昨年度の「全国学力・学習状況調査」では小学校が全国平均と同程度、中学校が全国平均よりやや低いという結果となり、予断を許さない状況です。

本年度は、本町の独自事業である「生き抜く力向上策定プロジェクト」を中心に、学校規模に応じた授業展開の改善や実効性のある校内研修の工夫など、子どもの実態に応じた学習指導の充実に努めます。

体力・生活力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で、体の柔軟性や瞬発力を測定する種目の結果が過去3年間において全国平均を下回っています。また、食に関する指導においても肥満傾向の改善が図られておらず、偏食や少食、孤食など子どもたちの食環境には依然課題が見られます。

本年度も「食と運動をコントロールできる子どもの育成」を目指し、「孫わ(は)優しい」レシピコンテストに取り組み、学校給食を活用した食育指導の充実を一層図ります。

さらに、全校縄跳びの推奨や中学校教員が小学校に出向いて体育の授業を行う「出前体育授業」、校舎内外の空間を活用した子ども達の体力向上に関する園校一実践に取り組み、基礎体力の向上に努めます。

教師力の向上については、本年度も「別海の子どもは、私たちが育てる」を合言葉に、外部講師を招聘した模擬授業や学習過程を意識した場面指導、学校課題を解決するための先進校視察など、研修形態を工夫しながら授業改善に努めます。

生徒指導の充実については、学期ごとに子ども理解支援ツール「ほっと」などを活用し、子どもの心理面を把握する調査を行うなど、よりよい人間関係づくりが実現できるよう指導します。また、小・中学校の不登校傾向にある子どもの対応については、今後も教育相談の充実やふれあいる一む、臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実に努めます。

特別支援教育の推進については、教育支援委員会の機能を活用し、特別な支援を要する子どもへの配慮等を学ぶ研修会や早期保護者相談の実施など、子ども一人一人の発達のニーズに応える教育環境の改善に努め、将来の社会参加や自立に向けた支援ができるような施策を推進します。

幼児教育の充実については、就学段階における滑らかな学びの接続ができるよう、遊びや生活、人間関係づくりなど幼児教育段階に必要なアプローチカリキュラムや、学びの芽生えを活かした小学校段階におけるスタートカリキュラムの充実を図ります。

本年度の学校施設等の整備については、中春別中学校の外構工事や上西春別中学校の校舎建築等に取り組みます。

また、ICT活用教育の充実を図るため、小・中学校教育用コンピュータ整備事業の一環として実物投影機等を導入し、すべての子どもの基礎的な学力の向上を図るとともに、校務運営システムの導入を検討しながら教員の子どもと向き合う時間の確保に努めます。

第3は、社会教育の推進についてであります。

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みです。誰もが生きがいを感じ、人生を心豊かに充実したものにするためには、多様な学びが様々な場所で主体的に行われる必要があります。

そのため、多様な学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、町民の皆様の意見を聞きながら、地域住民自らが主体的に活動できるよう求めに応じ、必要な支援を行います。

公民館では、地域住民の一番身近な学びの拠点として学習機会の提供に努めるとともに、よりよい地域づくりの拠点としての役割を果たしていきます。また、公民館に集う人と人とのつながりを大切にしながら地域住民間の絆を築き、地域コミュニティの形成を目指します。

町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」では、多くの学生が生き生きと学び、皆勤の学生も多く、熱心に自らの教養に磨きをかける姿が見られます。これからも、魅力ある学習機会を提供するとともに、自己の経験や学習の成果を地域や異世代に還元できるよう内容の充実を図ります。

乳幼児を持つ家庭を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級」は、子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親たちが子育てについて学び合い、情報交換を行う貴重な場となっています。これからも、子育てに自信をもって取り組める学習機会を提供するとともに、安心して子育てができるよう充実を図ります。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、町民の多様な学習を支援する情報の拠点として、町民のニーズや地域課題に対応する様々な情報提供を行います。また、図書館から遠い地域にも学習情報を提供するため、町内47ヶ所をステーションに指定し、移動図書館車による本の貸し出しを行います。移動図書館車を更新し、誰もが主体的に学ぶことのできる機会を提供するとともに、読書活動の普及・推進を図ります。

昨年度実施した「生活と健康に関するアンケート調査」での読書活動に関する項目の結果では、本町の子どもたちの読書離れの傾向は依然として続いている状況です。

そのため、「別海町子ども読書活動推進計画」を作成し、子どもたちが生活するさまざまな場所において自主的に読書活動を行うことができるようにするとともに、読書環境の整備、学校・家庭・地域が果たすべき役割についての方向性を定め、子どもたちの読書活動を総合的・計画的に推進します。

「第3次社会教育中期振興計画」は、後期アクションプログラムの8年目を迎えています。このプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践に積極的に取り組みます。

第4は、青少年の健全育成についてであります。

町独自で取り組んでいる「メディアコントロールシート」を活用し、子どもが主体的にメディアとの付き合い方を考える取り組みを通して基本的な生活習慣の定着と情報モラルの徹底を図り、情報端末機器（SNS）の利用を午後10時には止める「スイッチOFF22」を提唱するなど、家庭や地域と連携しながらメディアリテラシーの一層の向上を図ります。

また、いじめの未然防止については子ども一人一人がお互いに思いやる雰囲気づくりが何よりも大切であり、「別海町子どものいじめ防止に関する基本方針」に基づき、子どもがお互いの気持ちを積極的に伝え合い、日常のコミュニケーションの活性化が図られるよう、子ども同士の登下校における挨拶を充実させます。

本年度の友好都市「少年少女ふれあいの翼」交流事業では、枚方市の中学生15名を受け入れ、尾岱沼ふれあいキャンプ場での野外活動や研修牧場を利用した酪農体験など、本町ならではの豊かな自然や産業に触れる機会を提供し、一層の交流を図ります。

次代を担う酪農後継者が、今後の酪農経営や地域づくりの指導者として必要な国際的感覚・視野・資質を身に付けることを目的とした、別海高等学校海外研修事業に対し、派遣費補助等を引き続き行います。

第5は、芸術・文化の振興についてであります。

自他の国や地域の伝統・文化について理解を深め、国際社会の一員としての自覚をもった人材を育成することが求められています。

公民館を中心とした学ぶ機会や芸術文化に触れる機会を提供し、活発な活動を展開している別海町文化連盟の各団体、サークルの自主的な活動など、多くの町民が積極的に参加・創造できる環境づくりに努めます。

史跡旧奥行臼駅通所保存事業については、平成25年度策定の「史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画」に基づき、本年度から旧奥行臼駅通所修理工事を行います。

北海道の天然記念物に指定されているヤチカンバ群落地を恒久的に保護していくため、植物の専門家による「西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会」による保護対策計画の策定・推進に努めます。

子どもたちの郷土学習の充実を図るため、「旧柏野尋常小学校奉安殿」や「西別湿原ヤチカンバ群落地」などの指定文化財や町歴史文化遺産を含めた歴史的財産を活用します。

郷土資料館では、町内の歴史・文化・自然に関わる資料の収集、整備保管、調査研究を進めます。昨年度まで整備してきた開拓の苦労を偲ぶ農器具・民具等が収蔵展示されている旧豊原小学校校舎を郷土資料館分館として開館し、積極的に活用した「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」などの教育普及活動を展開します。

第6は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、私たち町民に大きな夢と感動を与えるとともに、明るく豊かな活力に満ちた社会の形成を担います。また、町民が生涯を通じて心身ともに健康で充実した生活を営む上でもスポーツの振興は欠かすことができません。

そのため、生涯にわたりスポーツに親しめるよう、地域の特性を活かした四季折々のスポーツを推進するとともに、いつでも誰でも気軽にできるスポーツを発掘し、関係団体と

も連携を深めながら「町民皆スポーツ」の実現を目指します。

また、本町は、肥満傾向にある子どもの割合がどの学年においても高い現状です。生活習慣の改善等様々な取り組みが必要であるとともに、体を動かすことが好きである子どもを育てることが大切です。そのため、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えるスポーツ教室の実施等、子ども向けのスポーツの普及にも取り組みます。

毎年、全国から多くの参加者が集う「別海町パイロットマラソン大会」は、多くのボランティアの方々に支えられ、本町を代表するスポーツイベントへと成長しました。本年度の第38回大会においても、真心のこもった「あったかい大会」を目指し、町民の皆様の温かいご支援を賜りながら、大会運営の充実を図ります。

スポーツ施設の整備については、町民ファミリースポーツハウス整備事業をはじめ、上春別スケートリンクの補修を行います。各施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修等を進め、施設の維持に努めます。

以上、平成28年度教育行政執行に係る方針の実現にあたっては、協働のまちづくり精神のもと、全町民の理解と協力が必要です。

別海町教育委員会として、将来を担う子どもたちのために、自らの力で明るい未来を開いていくことができるよう、学校、家庭、地域と密接な連携を図りながら、本町の教育振興発展に取り組みます。

以上で、教育行政執行方針の説明を終わらせていただきます

○議長（松原政勝君） 以上で、教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 提出議案の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第8 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

まず、議案第1号から議案第8号までの8件は、平成28年度各会計当初予算でございます。

一般会計では193億4,000万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で285億9,615万9,000円となり、前年度当初予算が骨格予算であったため、事業費等を追加整備しました平成27年度6月補正と比較しますと9.6%の増となっております。

次に、議案第9号から議案第16号までの8件は、平成27年度各会計補正予算でございます。

一般会計は、事業費の確定等による執行額の精査による減額が主な内容ですが、国の補正予算に伴う、自治体情報セキュリティ強化対策事業、高齢者向け臨時福祉給付事業などの経費を増額し、4,710万円の増額補正となるものです。

また、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計では、増額補正とし、その他特別会計、企業会計では、執行額の確定などにより減額補正を行うものでございます。

次に、議案第17号は「別海町行政不服審査会条例の制定」についてであります。

「行政不服審査法」が改正になり、行政上の不服申し立てがあった場合に、審議手続の

適正性等の判断の妥当性を確認する審議体制の整備が必要となったことから、第三者機関の設置に関する条例を新たに制定するものでございます。

また、議案第18号の「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」は同法の改正に伴い、現行の不服申し立て手段である異議申し立て及び審査請求が、審査請求に一本化されたことなど、所要の改正のため、「別海町情報公開条例」、「別海町個人情報保護条例」ほか、3条例の一部を改正する整理条例の制定です。

議案第19号は、野付半島に建設を進めてきました避難施設が完成したことから、「野付半島災害時避難施設」として、平常時には通路部分を展望施設に。災害時等の非常時には避難所として活用するための条例の制定です。

議案第20号は、「国営土地改良施設整備基金条例の制定」です。

国営環境保全型かんがい排水事業において、太陽光発電施設を導入し、売電収入を土地改良施設の維持管理経費に活用することとして事業を進めております。売電収入の運用に当たり、基金を設置する必要があることから、新たに条例を制定するものです。

議案第21号から議案第23号は、平成27年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当をそれぞれ0.1月、増額する条例の改正を行うものです。

議案第24号「別海町職員の給与に関する条例の一部改正」は、同じく平成27年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で0.4%引き上げるものとし、若年層は2,500円程度、高齢層は1,100円程度、昨年4月にさかのぼって引き上げるものです。

また、勤勉手当を一般職は0.1月分、再任用職員にあっては0.05月分引き上げし、昨年12月1日にさかのぼって支給しようとするものです。

その他、地方公務員法及びその他の法律が改正されたことによる所要の改正を行おうとするものです。

次に、議案第25号は、地方公務員法の改正に伴い、毎年報告及び公表をしている人事行政の運営状況項目について、追加項目及び削除項目が発生したことによる「別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」です。

議案第26号「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」と議案第27号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」は、給与条例等の制定根拠となる地方公務員法が改正されたことにより、適用法令の該当条項の修正等の条例改正をするものです。

議案第28号「別海町職員等の旅費に関する条例の一部改正」は、近年の訪日外国人の急増等に伴い、職員が出張する際のホテル等の予約が困難となっているほか、宿泊料金が高騰し、現条例で定めている宿泊料を超える場合があるため、宿泊料の実費を支給することを目的とした一部改正であります。

次に、議案第29号「別海町町税条例」及び議案第30号「別海町国民健康保険条例の一部改正」は、地方税法施行規則等の省令が公布されたことに伴い、町民税、特別土地保有税及び国民健康保険税の減免申請には、個人番号の記載が不要となったことから、所要の改正を行うものが主な内容です。

議案第31号「別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部改正」は、生活バスの運行に支障がない範囲で他の行政目的にバスを利用することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

議案第32号「別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正」は、国が多子世帯軽減の拡充及びひとり親世帯への利用者負担額の軽減を行うことに伴う一部改正に加え、町独自の多子世帯軽減の実施及び町立の幼稚園型

認定こども園に通う保育を要する子供に適用する利用者負担額を新たに設けるために改正するものです。

議案第33号「別海町児童デイサービスセンター条例の一部改正」は、現在の条例内容と管理運営内容に差異があるため、実際の運用に基づき条例を整理するものでございます。

議案第34号は、住宅取得資金を貸し付けた場合の住宅建設を義務とする条件及び抵当権設定の規定を設けるため、「別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部改正」を行うものです。

議案第35号の「別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例」と議案第36号の「別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正」は、医療費の無料化年齢を中学校卒業まで拡大すること等の改正を行うものです。

議案第37号「別海町ケアハウス条例の一部改正」は、ケアハウス使用料の減免または、納付猶予及び使用料の還付の要件を明確化し、適切に対応するため、必要な改正を行うものです。

議案第38号「別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部改正」は、分担金の延滞金及び滞納処分について、「別海町債権管理条例」を準用することとし、条例の改正を行うものです。

議案第39号は、「別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部改正」、議案第40号は、「別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部改正」です。

両施設とも平成27年度末までは、公の施設として指定管理者制度により、管理を行うこととしていますが、現状では、公の施設としての位置づけが難しいと判断し、業務委託による管理が可能となるよう、条例の改正を行うものです。

議案第41号の「野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部改正」は、野付半島に新たに設置した野鳥観察舎及び既存の施設でありますトイレを野付半島ネイチャーセンターの附属施設として位置づけし、管理していくため、条例の改正を行うものです。

議案第42号の「別海町営住宅条例の一部改正」は、私債権となる住宅使用料の督促指定期間を超えた場合の延滞金を遅延損害金と改め、また、利率についても、民法に規定する割合に改めるものが主な改正です。

次に、議案第43号「別海町道路占用料徴収条例の一部改正」と議案第44号の「別海町普通河川管理条例の一部改正」は、「別海町債権管理条例」を準用し、延滞金等の規定を改正するものであります。

議案第45号の「別海町郷土資料館設置条例の一部改正」は、旧豊原小学校を展示施設として整備していましたが、このたび整備が整ったことから、郷土資料館に豊原分館を新たに加える条例の改正を行うものです。

議案第46号は、「牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条例の廃止」です。

ブルセラ病は、防疫対策が徹底され、近年ではまれに定期検査で抗体保有牛が摘発される程度となっています。本条例は、ブルセラ病により経営または経済的に困難となった農家等に対し、資金貸し付けを行い経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的としていますが、条例による要件での資金貸付は現実的でないことから、本条例を廃止しようとするものです。

次に、議案第47号「辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更」は、四つの辺地につ

いて事業の追加や事業費の増額に対応するため、総合整備計画を変更するものでございます。

議案第48号「町道の路線認定及び廃止」については、道路整備事業の実施等に伴い、12路線を新規に認定し、2路線を廃止しようとするものです。

最後に、同意第1号は、共同設置している「根室町村等公平委員会委員の選任」についてです。

現在の委員1名が今月末で任期満了となるため、新たな委員を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第9　議案第21号から日程第20　議案第16号までの12件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第9　議案第21号から日程第20　議案第16号までの12件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第9　議案第21号から日程第12　議案第24号

○議長（松原政勝君）　　日程第9　議案第21号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10　議案第22号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11　議案第23号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12　議案第24号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤　告君）　　議案第21号から議案第24号までの4件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

最初に、給与改正に関する経過ですが、人事院は昨年8月3日、国家公務員の給与改定について、月例給で平均0.4%、手当で0.1カ月、それぞれ引き上げる勧告及び地域手当の支給割合の改定や単身赴任手当支給額の改定をする勧告を行いました。

また、職員の勤務時間の改定に関する勧告では、勤務開始、終了の時刻を職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る、いわゆるフレックスタイム制の拡充に関する勤務時間法の改正も勧告をしています。

この人事院勧告を受け、平成27年12月4日、国家公務員の給与を人事院勧告どおり改定を行うこと、平成28年度から適切な公務運営を確保し、原則として全ての職員を対

象にフレックス制を拡充することを閣議決定し、給与法改正案を通常国会に提出し、本年1月20日、参議院本会議で成立しています。

初めに、今回の人事院勧告について若干内容を御説明申し上げます。

勧告では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の1万2,300事業所の約44万人の事務、技術の民間従業員を対象に、個人別給与を調査し、昨年4月分の給与について民間と国家公務員を比較した結果、平均民間給与は41万465円。国家公務員は40万8,996円で、国家公務員給与が1,469円、率で0.36%下回っており、この格差を解消するため、月例給の引き上げ改正を行おうとするものです。

改正する事項として、行政職給料表(1)について、改定率で平均0.4%引き上げを行い、一般職の初任給を2,500円引き上げ、若年層も同程度の改正を行おうとするものです。

また、若年層以外は給与制度の総合的見直し等による高齢者層における官民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円引き上げを基本とし、昨年4月にさかのぼって実施するものです。

次に、ボーナスは平成26年8月から平成27年7月までの1年間で民間の支給割合は4.21月であり、国家公務員の4.10月を0.11月上回っていることから、0.1月引き上げ、4.20とし、本年度は12月期の勤勉手当を引き上げ、平成28年度からは、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分をすることとしています。

そのほかに地域手当の支給割合の改定、単身赴任手当の支給額の改定を勧告しています。

また、公務員制度の勧告報告として、勤務の開始時間、勤務の終了時刻を職員の申告を考慮して勤務時間割り振るフレックスタイム制の拡充を求めた勤務時間に関する勧告及び人材の確保など、公務員人事管理に関する報告をあわせて行っています。

以上が、平成27年の人事院勧告の主な内容です。

今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし、職員組合の意見を聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改定を行おうとするものです。

また、別海町議会議員の12月に支給した期末手当、町長、副町長及び教育長の12月に支給した期末手当を人事院勧告にあわせ支給率を100分の10、引き上げる改正を行うものです。

それでは、議案の説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。

議案第21号別海町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の18ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第6条期末手当、第2項第2号中「100分の275」を「100分の285」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、「改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関す

る条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。」とするものです。

次に、議案の31ページをお開きください。

議案第22号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の19ページをお開きください。

条例の一部を改正する新旧対照表です。表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第4条手当の額、第4項第2号中の「100分の210」を「100分の220」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、「改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された12月の給料が改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。」とするものです。

次に、議案の32ページをお開きください。

議案第23号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料の20ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第3条その他の給与、第4項第2号中「100分の210」を「100分の220」に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、「改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された12月の給料は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。」とするものです。

次に、議案の33ページをお開きください。

議案第24号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

変更する主な項目は4点ございます。

1点目は、地方公務員法が改正されたことに伴う引用法令の該当条項の修正及び級別基準職務表の追加です。

2点目は、行政不服審査法が全面改正になったことに伴い、引用法令番号及び文言の修正を行うものです。

3点目は、本年度支給した勤勉手当の支給月数の引き上げと、平成28年度以降の勤勉手当の支給割合の改正です。

4点目は、給与表の改正です。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明

します。

議案資料の 21 ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

議案資料に掲載している内容でございますが、まず、21 ページの上段、第 1 条は本条例の制定の目的。

次の第 3 条は、級別基準職務表を規定したものの。

中段の第 4 条は、昇給の基準。

下段の 16 条の 3 は、期末手当支給の一時差し止めに係る不服申し立てに関する適用範囲を規定したものの。

次の 22 ページ上段の 17 条は勤勉手当。

22 ページ下段から 27 ページにかけては、給料表（一）、一般行政職の給料表です。

28 ページから 33 ページ中段にかけて、これは給料表（二）、公務補などの技能労務職の給料表です。

33 ページ下段から 40 ページ中段にかけては、給料表（三）、保健師、助産師、看護師等の給料表。

40 ページ中段から 45 ページ上段にかけては、給料表（四）、医療技術職の給料表。

45 ページ中段から 47 ページにかけては、それぞれの給料表ごとの級別基準職務表です。

それでは、議案資料の 21 ページにお戻りください。

改正案の内容でございます。

初めに、「第 1 条」の改正です。

地方公共団体の職員の給与に関する条例等の制定根拠となる地方公務員法が改正されたことに伴う引用法令の該当条項の修正です。

次に、「第 3 条」です。

地方公務員法の改正に伴い、地方公共団体の職員の給与に関する条例には給料表等のほかに、給料表ごとに職員の職務を給料表の各等級に分類する際に基準となるべき職務の内容を具体的に定めた級別基準職務を規定することとなりました。

現在、職員の初任給、昇給等に関する規則で定めている、級別標準職務表を級別基準職務表として本条例で規定するものです。

級別基準職務表は、議案資料の 45 ページから 47 ページまで、「別表第 6」として、それぞれ給料表ごとに記載して掲載しています。

議案資料の 21 ページ中段、「第 4 条」は、前段の「第 3 条」で、本条例に級別基準職務表を規定することとしたための文言修正です。

次に、21 ページ下段の「16 条の 3」は、行政不服審査法の改正に伴い、法令公布年、番号及び文言の修正を行うものです。

次は 22 ページ上段の「17 条」、勤勉手当の改正です。

ここで、議案資料の 49 ページをお開きください。

条例の一部改正説明資料です。

表は左から、「改正項目」、「関係条項」、「改正内容」、「適用年月日」を記載しています。

中列の「改正内容」をごらんください。

初めに、勤勉手当は、一般職は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものとし、12月の支給割合を一般職は現在の「100分の75」を「100分の85」に。

再任用職員は現在の「100分の35」を「100分の40」に変更し、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものです。

なお、議案資料49ページ下段にも、勤勉手当の改正項目がありますが、ただいま御説明をしました一般職0.1月分、再任用職員0.05月引き上げたものを、平成28年4月1日からは、6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものです。

議案資料22ページにお戻りください。

22ページ下段から始まる給与表の改正ですが、それぞれの給与表の給料月額についての説明は省略します。

給料表（一）一般行政職について平均0.4%引き上げるものとしませんが、高等学校卒、4年制大学卒の初任給は民間の初任給との間に差があることから、2,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の改正を行うものとしします。

高齢層は給与制度の総合的見直し等により、官民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円程度引き上げる改正を行うものです。

再任用職員の給与月額についても同様の改正を行い、昨年4月にさかのぼって改正をするものです。

その他の給料表についても、給料表（一）との均衡を基本として、改正するものとし、同じく昨年4月1日にさかのぼって改正するものです。

次に、附則ですが、議案資料の47ページをお開きください。

附則といたしまして、第1項では、施行期日を「公布の日から施行する。」とし、「第2条の地方公務員法の改正による規定は平成28年4月1日から施行する。」とするものです。

第2項では、「本年度12月に支給した勤勉手当の支給月数の変更及び改正後の給料表の適用を平成27年4月1日にさかのぼって適用する。」とするものです。

第3項では、「改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。」とするものです。

第4項は、規則への委任に関する規定です。

以上で、議案第21号から議案第24号までの内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第21号から議案第24号までの4件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、議案第21号の討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号の討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) これで討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
これから議案第23号の討論に入ります。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) これで討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
これから議案第24号の討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) これで討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
ここで会議を1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長(松原政勝君) 午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第9号

○議長(松原政勝君) 日程第13 議案第9号平成27年度別海町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。
内容について説明を求めます。
総務部長。

○総務部長(竹中 仁君) 議案第9号の内容説明をいたします。
別冊の平成27年度別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。
平成27年度別海町一般会計補正予算(第5号)。

平成27年度別海町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億3,990万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。補正額を申し上げます。

最初に「歳入」で、2款地方譲与税、1項と2項で1,600万円の増。

3款利子割交付金、1項で100万円の減。

4款配当割交付金、1項で500万円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で210万円の減。

6款地方消費税交付金、1項で7,300万円の増。

7款自動車取得税交付金、1項で1,500万円の増。

10款地方交付税、1項で995万6,000円の増。

11款交通安全対策特別交付金、1項で30万6,000円の減。

12款分担金及び負担金、1項と2項で5,846万1,000円の減。

13款使用料及び手数料、1項から3項で172万5,000円の減。

14款国庫支出金、1項から3項で1億6,266万8,000円の増。

3ページで、15款道支出金、1項から3項で2,058万4,000円の減。

16款財産収入、1項と2項で1,531万円の増。

17款寄附金、1項で3,292万円の増。

18款繰入金、1項で2億857万円の減。

20款諸収入、3項から5項で、3,480万8,000円の減。

21款町債、1項で4,480万円の増。

歳入合計で4,710万円を追加し、歳入予算の総額を170億3,990万円とするものです。

4ページをお開き願います。

「歳出」です。

1款議会費、1項で168万8,000円の減。

2款総務費、1項から6項で3億4,859万2,000円の増。

3款民生費1項と2項で4,714万4,000円の減。

4款衛生費、1項と2項で1,378万1,000円の減。

5款労働費、1項で14万5,000円の減。

6款農林水産業費、1項から4項で1億5,364万7,000円の減。

7 款商工費、1 項で 1,518 万 3,000 円の減。

8 款土木費、1 項から 4 項で、6,932 万 1,000 円の減。

5 ページで、9 款消防費、1 項で 1,095 万 4,000 円の減。

10 款教育費、1 項から 6 項で 6,324 万 7,000 円の増。

11 款災害復旧費、1 項と 2 項で 220 万 8,000 円の減。

12 款公債費、1 項で 2,197 万 4,000 円の減。

13 款給与費、1 項で 2,869 万 4,000 円の減。

歳出合計で 4,710 万円を追加し、歳出予算の総額を 170 億 3,990 万円とするものです。

6 ページをお開き願います。

「第 2 表 繰越明許費」です。

初めに、2 款総務費、1 項総務管理費、「自治体情報セキュリティ強化対策事業」。セキュリティ強化のため、北海道自治体情報システム協議会が行う対策費負担金を繰り越すものです。金額は「7,800 万円」です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、「高齢者向け臨時福祉給付事業」。

1 億総活躍社会の実現に向けた国の補正により事業費を繰り越すもので、金額は「5,007 万 2,000 円」です。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、「防衛施設周辺障害防止事業」。

国の事業繰り越しによるもので、金額は「955 万円」です。

10 款教育費、2 項小学校費、「小学校校舎等改修事業」。

国の補正により、上西春別小学校の老朽改修事業が採択されたことから、繰り越しをするものです。金額は「1 億 3,668 万 4,000 円」です。

次に「第 3 表 債務負担行為補正」です。

まず、「追加」で「中小企業振興資金利子補給補助金」、平成 27 年度借入資金の利子補給で、期間は「平成 28 年度から平成 42 年度まで」、限度額は「1,612 万円」です。

次に「変更」は、「公の施設の指定管理者に対する委託料（野付半島ネイチャーセンター）」で、本定例会に条例の一部改正を議案提出しておりますが、27 年度に新設した野鳥観察小屋等を附帯施設として管理費用を増額することに伴い、限度額を変更するもので、期間に変更はなく、変更前の限度額「6,178 万円」を、変更後において「6,279 万 2,000 円」とするものです。

次に 7 ページで、「第 4 表 地方債補正」です。

最初に「追加」で、起債の目的は、先ほど「第 2 表 繰越明許費」で御説明した「自治体情報セキュリティ強化対策事業」、限度額は「7,160 万円」。

起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」というものです。

次に「変更」ですが、1 件目の「災害時避難施設建設事業」から、8 ページの表の最後になります「西春別スケートリンク整備事業」まで全部で 24 事業。

このうち8ページの上から4段目、「西和地区基盤整備促進事業」は、事業の追加により補正前の限度額を補正後で「650万円」から「910万円」に増額。

また、同じ8ページの表の下から4段目になります「小学校校舎等改修事業」は、先ほど「繰越明許費」で御説明いたしました「上西春別小学校老朽改修事業」が、国の補正で補助採択されたため、起債とすることが主な要因で、補正前の限度額「5,560万円」を補正後で「1億4,580万円」とするものです。

その他の事業につきましては、事業費の確定が精査により、それぞれ限度額を減額補正するもので、変更する全ての事業において「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」に変更はございません。

次に「廃止」ですが、「豊原南地区農道整備事業」などを3事業については、本年度の事業中止により廃止をするものです。

以上、追加・変更・廃止の合計で、ページの1番下になりますけれども、補正前の限度額「16億6,407万7,000円」に4,480万円を追加し、補正後の限度額を「17億887万7,000円」とするものです。

次に「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、「1. 総括」については説明を省略させていただきます、「2歳入」から説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。11ページ、「2歳入」です。

目ごとに主な補正内容で御説明いたします。

まず、11ページの2款地方譲与税から、14ページの11款交通安全対策特別交付金までは額の確定、または確定見込みによるもので、補正額のみ申し上げます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税1,000万円の減。

2項1目自動車重量譲与税2,600万円の増。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金100万円の減。

12ページをお開きください。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金500万円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目株式等譲渡所得割交付金210万円の減。

13ページで、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金7,300万円の増。

7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金1,500万円の増。

次に、14ページです。

10款地方交付税、1項1目地方交付税で995万6,000円の増。

11款交通安全対策特別交付金、1項1目交通安全対策特別交付金30万6,000円の減。

15ページです。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金4,225万円の減、道営装置整備事業分担金の減です。

2項1目総務費負担金985万6,000円の減、根室北部廃棄物処理広域連合、釧路根室広域地方税滞納整理機構、給与費負担金の減です。

2目民生費負担金321万8,000円の減、へき地保育園保育料の減が主なものです。

3目教育費負担金310万円の減、学校給食費負担金の減です。

0目商工費負担金、本目廃目です。3万7,000円の減。

16ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料78万1,000円の減、地域生活バス使用料の減が主なものです。

3目衛生使用料9万円の減。

6目土木使用料164万9,000円の減、町営住宅使用料の減が主なものです。

7目教育使用料337万6,000円の減、幼稚園保育料の減が主なものです。

17ページで、2項2目民生手数料79万3,000円の増、居宅介護支援計画手数料の増です。

3目衛生手数料178万円の増、ごみ処分手数料の増が主なものです。

5目土木手数料100万円の増、複写手数料の増です。

3項1目証紙収入270万円の減は、各証紙収入の減です。

次に、18ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金2,074万2,000円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増です。

2目民生費国庫負担金229万4,000円の減、障害者自立支援給付費等負担金の減、国民健康保険支援保険料負担金の増、児童手当負担金の減、地域型給付費負担金の増などが主なものです。地域型給付費負担金はへき地保育園にかかわる負担金の増です。

3目衛生費国庫負担金119万2,000円の減、未熟児養育医療費負担金の減です。

2項1目総務費国庫補助金537万3,000円の増、情報セキュリティ強化対策事業補助金の増が主なものです。

19ページで、2目民生費国庫補助金4,630万円の増、臨時福祉給付事業補助金の増が主なものです。

3目衛生費国庫補助金34万4,000円の減、疾病予防対策事業費等補助金の減、北方領土隣接地域振興事業嵩上補助金の増などです。

4目農林水産業費国庫補助金1,177万3,000円の増、基盤整備促進事業にかかわる北方領土隣接地域振興事業嵩上補助金の増が主なものです。

20ページをお開きください。

5目土木費国庫補助金、462万3,000円の減、防衛施設周辺道路整備事業補助金の減が主なものです。

6目教育費国庫補助金8,694万6,000円の増、ページ中ほどですが、上西春別小学校老朽改修事業にかかわる学校施設環境改善交付金の増です。

また、ページ下の上西春別中学校防音改築事業にかかわる教育施設等騒音防止対策補助金、中春別中学校校舎改築工事にかかわる北方領土隣接地域振興事業嵩上補助金の増が主なものでございます。

21ページ、3項1目総務費国庫委託金1万2,000円の増。

2目民生費国庫委託金2万5,000円の減。

22ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金127万8,000円の増、障害者自立支援給付費等補助金の減、国民健康保険支援保険料負担金の増、地域型給付費負担金の増が主なものです。

2目衛生費負担金33万円の減。

2項1目総務費補助金18万4,000円の減。

2目民生費補助金274万8,000円の減、このページ1番下の地域生活支援事業費等補助金の減。それから、23ページ中ほどになります地域づくり総合交付金の増及び社会福祉法人等軽減事業補助金の減が主なものとなっております。

3目衛生費補助金391万円の減、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金の減が主なものです。

4目農林水産業費補助金2,005万3,000円の減、24ページになりますけれども、24ページの上段、新規就農者総合支援事業補助金の減。また、基盤整備促進事業にかかわる北方領土隣接地域振興事業高上補助金の増。そのほか、事業量、事業費の精査確定による自給飼料生産拡大緊急対策事業補助金などの減が主なものとなっております。

5目商工費補助金278万円の増、野鳥観察小屋設置にかかわる地域づくり総合交付金の増が主なものです。

7目教育費補助金380万円の増、奥行臼駅通所保存事業にかかわる地域づくり総合交付金の増です。

0目土木費補助金に廃目で50万円の減。

25ページで、3項1目総務費委託金74万3,000円の減。

2目民生費委託金2,000円の減。

3目衛生費委託金2,000円の減。

4目農林水産業費委託金1万6,000円の減。

5目商工費委託金は本目新設で4万6,000円の増です。

26ページをお開きください。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入31万4,000円の増。

2目利子及び配当金30万1,000円の増。

27ページ、2項1目不動産売払収入1,583万7,000円の増、土地建物売払収入で町有地分譲売払による売払収入増が主なものです。

2目物品売払収入90万4,000円の減。

3目生産物売払収入23万8,000円の減。

28ページをお開きください。

17款寄附金、1項1目一般寄附金、3件で3,103万円の増。

3目民生費寄附金、本目新設で5万円の増。

4目教育費寄附金10万円の増。

5目ふるさと応援寄附金、本目新設で、全26件174万円の増です。

29ページ、18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1億9,900万円の減、歳入歳出補正により減額とするものです。

以下、事業費の確定や精査による減額です。

7目地域福祉基金繰入金60万7,000円の減。

9目標津線代替輸送確保基金繰入金298万7,000円の減。

10目清流保全基金繰入金17万円の減。

11目ふるさと応援基金繰入金10万円の減。

12目上杉貞賞基金繰入金6,000円の減。

13目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金570万円の減。

30ページをお開きください。

20款諸収入、3項1目貸付金元利収入43万2,000円の増。

4項1目民生費受託事業収入79万3,000円の減。

2目農林水産業費受託事業収入199万5,000円の増、こちらは農業者年金業務受託事業収入の増が主なものです。

3目土木費受託事業収入691万5,000円の減、防衛施設事業工事受託事業収入の減です。

5項1目雑入2,952万7,000円の減、畜産担い手総合整備型再編整備事業収入の減が主なものでございます。

32ページをお開きください。

21款町債、1項1目総務債7,160万円の増、情報セキュリティ強化対策事業債を増するものです。

3目農林水産業債3,630万円の減。

4目土木債1,030万円の減。

5目消防債390万円の減、それぞれ事業費の確定による減額です。

6目教育債2,770万円の増、上西春別小学校老朽改修事業にかかわる校舎等整備事業債の増のほか、事業費確定による減額です。

7目災害復旧債400万円の減、事業費確定によるものです。

以上で、歳入を終わります。

次に「3歳出」ですが、一般会計の歳出補正は今回、多くの科目にわたっておりますので、主な増減額について御説明をさせていただき、事業費等の確定による軽微な増減や執行残による減額補正は、補正額のみを申し上げさせていただきますので、御了承願います。

33ページをお開きください。

1款議会費、1項1目議会費、34ページの上段にかけて168万8,000円の減。

35ページで、2款総務費、1項1目一般管理費、こちらは37ページ上段まで続きます。311万2,000円の減。

37ページの進みいただきます。

2目職員管理費885万5,000円の減。

次の38ページ、4目会計管理費30万6,000円の減。

5目財産管理費3億2,910万9,000円の増。

43ページまでにわたりますが、このページの中程で、39ページ中ほど特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金の増は、補助金額の確定によりまして、基金積み立てを増額するものでございます。

次に、41ページをお開き願います。

41ページの中程になります。

標津線代替輸送確保基金積立金3億1,499万円の増。こちらは繰りかえ運用した基金の一括償還による積み立てです。平成10年度、当時の財政状況等から、本基金7億円を基金条例に基づき、繰りかえ運用し、これまで額を定めて毎年償還をしてまいりました。このたび、平成27年度末の償還残高も3億1,000万円ほどとなり、全額償還のめどが立ったことから、基金へ一括償還するものでございます。

次に、43ページをお開きください。

43ページ上段で、6目企画費1,265万2,000円の減。こちら46ページまで続きますが、全て事業費の確定や執行残によるものです。

46ページまでお進みをいただきたいと思います。

46ページ中段で、8目車両管理費1,482万円の減。47ページの中ほどになりますけれども、一般車両管理経費の嘱託職員賃金の減が主なもので予定していた嘱託職員の採用がなかったことによるものでございます。

48ページをお開きください。

48ページの下段、9目支所費3万円の減。

49ページで、10目交通安全対策費155万7,000円の減。

50ページをお開き願います。

11目環境対策費38万円の減。

ページ下段から51ページにかけて、12目北方領土問題対策費42万2,000円の減。

51ページ中段、13目特定防衛施設周辺整備費197万6,000円の減。

14目電子計算管理費6,859万3,000円の増。主な補正内容ですが、52ページをお開きいただきまして、52ページ中ほど、地方公共団体情報システム機構交付金の増、こちらは個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための交付金です。

次に、繰越事業となります自治体情報セキュリティ強化対策事業費の増。

また、その下で電算一般管理費の減。こちらは当初予定していた負担金の対象事業内容が補助事業となる繰越事業に含まれたことで減額をするものでございます。

次に、15目地域情報化推進事業費147万3,000円の減。

53ページで、16目諸費173万4,000円の減。

54ページをお開きください。

2項1目税務総務費1万6,000円の増。

2目賦課徴収費、39万2,000円の減。

3項1目戸籍住民基本台帳費3万円の減。

55ページで、4項1目選挙管理委員会費32万1,000円の減。

ページ下段で、5項1目統計調査総務費3万8,000円の減。

56ページをお開き願います。

3目国勢調査統計費60万3,000円の減。

6項1目監査委員費42万5,000円の減。

次に、58ページをお開きください。

3款民生費です。

1項1目社会福祉総務費5,153万3,000円の増。こちらはページの下段になります国民健康保険特別会計繰出金の増が主なものです。

ページ下段の2目老人福祉費8,627万4,000円の減、主な補正といたしましては、59ページの中ほどになりますが、老人福祉施設整備事業、次の特別養護老人ホーム、デイサービスセンター運営費補助事業、さらに特別養護老人ホーム等利用者負担軽減事業で補助金や負担金の減をするものです。

また、59ページの1番下から60ページにかけまして、新デイサービスセンター整備事業で、福祉車両購入事業補助金の増高となります。少し飛びますけれども、61ページ、61ページの中ほど老人福祉施設保護措置事業経費の減。61ページの下段から62ページにかけまして、介護サービス事業特別会計繰出金の減などが主な内容となります。

次に、62ページをお開きいただきまして、62ページ中段、4目障害者福祉費、2,309万8,000円の減、障害者福祉事業経費で63ページの中ほど、決算見込みによる介護給付・訓練等給付費、また、地域生活支援事業扶助費の減などが主なものとなります。

63ページ下段、5目居宅介護支援事業費19万円の減。

64ページをお開きください。

6目地域包括支援センター費25万2,000円の減。

下段で、7目後期高齢者医療費1,341万6,000円の減は、次の65ページ上段に記載しております療養給付費負担金の減が主なものです。

65ページ、8目臨時福祉給付事業費5,007万2,000円の増、こちらは国の補正予算による高齢者向け臨時福祉給付事業経費の増によるものでございます。

66ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費538万9,000円の減。こちらは67ページの中ほどに記載しております児童デイサービスセンター管理運営経費の減と施設型給付事業経費の増が主な内容でございます。

68ページをお開きください。

2目児童書措置費1,532万5,000円の減、対象児童確定による児童手当支給事業経費の減です。

3目児童福祉施設費4万3,000円の減。

4目保育園費78万8,000円の減。

69ページで5目へき地保育園費、330万4,000円の減。

下段、6目児童館費18万9,000円の減。

70ページをお開きください。

9目子育て世帯臨時特例給付事業費48万1,000円の減となります。

次に71ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1万4,000円の減。

2目予防費864万3,000円の減。

こちらは予防接種事業経費で支出見込み精査による、検診委託料が減となるものです。

72ページをお開きください。

3目環境衛生費835万4,000円の減。74ページまでわたりますけれども、まず、このページ1番上で、エゾシカ被害対策事業の報償金及び委託料の減が主なものとなります。

74ページにお進みいただきたいと思います。

74ページ下段で、4目健康管理費。こちらは77ページまでにわたりますが、665万7,000円の減です。

77ページにお進みいただいて、77ページ上段、5目エキノコックス症対策費15万1,000円の減。

続いて、6目乳幼児医療費115万円の減。

7目保健センター費56万6,000円の減。

78ページをお開き願います。

8目母子センター費6万5,000円の減。

9目病院費3,100万円の増、病院事業会計繰出経費の増です。

10目生活排水施設費346万2,000円の減。

79ページで、2項1目清掃総務費22万8,000円の減。

2目じん芥処理費799万7,000円の減。

80ページをお開きください。

3目塵芥処理場費412万9,000円の減。

81ページで、4目し尿処理費336万5,000円の減。

次に、82ページをお開きください。

5款労働費、1項1目労働諸費14万5,000円の減。

83ページにまいります。

6款農林水産業費です。

1項2目農業総務費1,319万7,000円の減、家畜ふん尿貯留施設整備事業及び畜産環境施設整備事業の減が主なものです。

84ページをお開きください。

3目農業振興費1,477万8,000円の減。ページ上段になりますが、所得超過により対象者が減となったことによる新規就農総合支援事業の減額が主なものです。

次に85ページで、4目畜産業費178万1,000円の減。

87ページをお開きください。

ページ下段で、6目農地費2,175万6,000円の減。こちらは87ページ下段になりますが、団体営調査設計事業負担金の減が主なもので土地改良事業団体連合会が事業主体となって行う予定となっておりました実施設計が概略設計に変更となったことによる減額でございます。

続いて7目農道整備事業費550万円の減。

88ページをお開きください。

9目農業者年金業務費31万4,000円の減。

2項1目広域農業推進費8,085万1,000円の減、事業費の確定によります道営草地整備事業及び畜産担い手総合整備型再編整備事業の減が主なものです。

次に89ページで、3項1目林業総務費22万円の減。

2目林業振興費111万7,000円の減。

90ページをお開きください。

3目公有林整備事業費4万4,000円の減。

4目森林環境保全整備事業費67万5,000円の減。

次に、水産業費、4項1目水産業総務費2万9,000円の減。

2目水産業振興費1,338万5,000円の減、93ページまでわたっておりますけれども、このページから次のページの上段、90ページから91ページ上段の北方水産資源増大対策事業補助金の減が主なものです。

94ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費1,161万5,000円の減、各種補助金の決算見込みによる減額が主なものです。

次に、95ページの下段になります。

2目観光費、98ページまでにわたりますが、336万9,000円の減となります。

98ページまでお進みいただきたいと思います。

98ページで、3目ふるさと交流館費19万9,000円の減。

99ページです。

8款土木費、1項1目土木総務費30万9,000円の減。
100ページをお開き願います。
2項1目道路橋梁総務費21万9,000円の減。
2目道路維持費475万2,000円の減。
101ページで、3目道路新設改良費2,985万6,000円の減は、103ページにわたって各事業の確定によるものとなっております。
103ページまでお進みください。
103ページの中段、4目防衛施設周辺道路整備事業費780万1,000円の減。
104ページをお開き願います。
5目防衛施設周辺障害防止受託事業費628万7,000円の減。
105ページで、3項1目下水道費1,084万7,000円の減。こちらは下水道事業特別会計繰出金の減です。
4項1目住宅管理費126万9,000円の減。
106ページをお開き願います。
2目公営住宅建設事業費798万1,000円の減、事業の確定によるものです。
次は108ページです。
9款消防費、1項1目消防費98万5,000円の減。
2目災害対策費996万9,000円の減、109ページにかけまして、こちらも各事業の確定見込みによるものです。
110ページをお開きください。
10款教育費、1項1目教育委員会費30万8,000円の減。
2目事務局費38万6,000円の減。
3目教育指導費、112ページまでにかけて213万6,000円の減。
112ページをお開きいただきまして、4目奨学金144万円の減。
続いて、2項1目学校管理費499万4,000円の減。
113ページで、2目教育振興費9万円の減。
3目通学対策費129万3,000円の減。
4目学校建設費1億3,159万2,000円の増。こちらは国の補助予算で採択となり、繰越事業となる上西別小学校老朽改修事業費の増が主なものとなっております。
114ページをお開きください。
ページ中段で、3項1目学校管理費235万4,000円の減。
2目教育振興費87万9,000円の減。
115ページ中段、3目通学対策費49万3,000円の減。
4目学校建設費3,225万2,000円の減。こちらは116ページの上段になりますけれども、防衛施設周辺防音事業実施中の上西春別中学校校舎建設工事にかかわる平成27年度分事業費確定による減額が主なものです。
中段、4項1目幼稚園管理費73万9,000円の減。
5項1目社会教育総務費、119ページにわたります43万5,000円の減。
119ページまでお進みください。
119ページ、2目生涯教育推進費7万円の減。
3目生涯教育学習費6万円の減。
120ページをお開き願います。

ページ中段、4目青少年教育費12万2,000円の減。

5目中央公民館費41万8,000円の減。

121ページの下段から123ページ上段にかけて、西公民館費81万円の減。

123ページ、8目図書館費ですが、こちらは124ページの下段まで続きます。403万8,000円の減。

124ページ下段で、9目郷土資料館費30万5,000円の減。

125ページで、6項1目保健体育総務費。こちら128ページまでにわたります。各事業各経費で978万6,000円の減です。

128ページまでお進みください。

128ページ上段、2目学校給食費266万8,000円の減。

下段、3目へき地学校保健管理費210万2,000円の減。

130ページになります。4目総合スポーツセンター費14万9,000円の減。

5目パイロットマラソン大会費1万8,000円の減。

131ページで、11款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費206万1,000円の減。

2項1目農業用施設災害復旧費14万7,000円の減。

132ページをお開きください。

12款公債費、1項2目利子2,197万4,000円の減、各種利率の確定によるものです。

133ページです。

13款給与費、1項1目給与費2,869万4,000円の減、この後の給与費明細書に記載しておりますけれども、人事院勧告に基づく給与改定などによる増額と一般職の退職による減額などを精査し、総体で減額補正となるものでございます。

以上で、歳出を終わります。

135ページをお開きいただいて、「補正予算給与費明細書」です。

「1特別職」で表の1番下、「比較」の欄で御説明をいたします。

まず、「長等」の合計で、給料で21万9,000円の減。

期末手当が0.1月分15万8,000円の増。

右のほうに移りまして、共済費10万7,000円の減。

長等の合計で16万8,000円の減。

次に、「議員」は報酬が20万7,000円の減。

期末手当が0.1月分で42万8,000円の増。

給与費の計、合計ともに22万1,000円の増。

「その他特別職」は職員数が10人の増。

報酬が344万3,000円の減。

給与費の計、合計ともに344万3,000円の減。

比較の合計ですが、職員数で10人の増。

給与費の報酬が365万円の減。

給料が21万9,000円の減。

期末手当が58万6,000円の増。

給与費の計で328万3,000円の減。

共済費は10万7,000円の減。

全ての合計で339万円の減となるものです。

次に、136ページになります。

「2一般職」、「(1)総括」でこちらも「比較」欄で御説明をいたします。

職員数は2人減。

括弧内は再任用短時間職員数の人数ですが、こちらは1人の減。

給料で1,081万6,000円の減。

職員手当は607万2,000円の増で、給与費計で474万4,000円の減。

共済費は退職手当組合の負担率の変更などにより2,378万2,000円の減。

合計で2,852万6,000円の減となります。

下の表、「職員手当の内訳」、次のページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」及び138ページからになりますが、「(3)給料及び職員手当の状況」については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第9号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 3点質問させていただきます。

1点目が52ページの中段よりやや下の北海道自治体情報システム協議会負担金。

これは個人番号制にかかわるセキュリティーの抜本的強化対策だというふうな理解ですが、具体的にどういう対策がとられて、負担金が7,800万円かかるのかという点ですね。それが一つと、もう一つは北海道全体でこの負担金がどのぐらい増になるのかということをお聞かせください。

2点目ですが、72ページのエゾシカ被害対策ですが、先ほど午前中の町長の行政報告の中にもありましたが、計画をしていたのが何頭であったかということをお知らせください。町長の報告では、銃器による駆除が2,644頭、囲いワナによる捕獲が134頭というふうにお伺いしたのですが、その点も含めてちょっと確認をさせていただきます。

3点目ですが、84ページです。上の方の新規就農総合支援事業ですが、当初2,100万円の予算、予定だったと思いますが、それが実際は600万円で、5戸に給付されていると。残として1,500万円使われない状況になっているということで、この青年就農給付金、予定したものよりも実際に給付が行われなかった理由ですね。

その点をお聞きしたいと思います。

以上3点です。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 中村議員からの質問の1点目、自治体情報セキュリティー強化対策事業7,800万円の内訳という質問かと存じ上げますけれども、その内容についてお答えさせていただきたいと思います。

この自治体情報セキュリティー強化対策事業ですけれども、日本年金機構における個人情報流出問題、あるいはサイバー攻撃等が急激に複雑巧妙化をしているという現状から、国においては、自治体における情報セキュリティーに対する抜本的な対策として、本年1月20日付けで、補正予算を成立させたところでございます。

これを受けまして、本町におきましても早急に情報セキュリティー強化を図るため、補正予算を要求するものでございます。

なお、抜本的なセキュリティー対策を行うという性質上、相当の期間を要することから、27年度内の完了は困難であり、本予算は繰越明許費として28年度に繰り越すこととしているものでございます。

内容といたしましては、3層からなる対策を行うというものでございます。

その一つ目としましては、マイナンバーを利用する事務では、端末からのマイナンバーの情報持ち出しの完全な不可設定を図るということで、住民情報流出を決定して防止をするという形で仕組みを構築するというものでございます。その費用の概算は4,600万円となっております。

二つ目は、マイナンバーによる情報連携に活用される、総合行政ネットワークである、LGWAN環境のセキュリティー確保に資するため、総合行政ネットワークの接続系統とインターネットの接続系統を完全に分離をする仕組みを構築するというものでございます。その費用におよそ900万円が積算されております。

三つ目といたしまして、都道府県と市町村が協力をして自治体情報セキュリティークラウドを構築し、高度な情報セキュリティー対策を講じることということになってございます。その費用におよそ1,160万円を見込んでいます。

これに伴いまして、庁舎内の総合行政システムの改築、あるいは関連システムの強靱化対応、あるいはネットワーク運用の管理費を合わせまして、これが約1,120万円。

合わせまして7,800万円の、費用ということになるものでございます。

なお、これは総務部長の説明にもございましたけれども、別海町も加入しております自治体情報システム協議会で、共通をして、共通経費などにつきましては、その加入自治体で案分する中で経費をこれでも抑えるという中で、共同運営をしているというものでございます。

自治体システム協議会への負担金という形で7,800万円ということの負担になるというものでございます。

なお、御質問のありました北海道全体での部分というのは、他の自治体の部分というのは、今の段階では存じ上げておりませんので、この場ではお答えすることができないということで御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

エゾシカ被害対策事業ですけれども、計画頭数といったところですが、全体です、ね、計画頭数につきましては4,000頭としております。

内訳としまして、春駆除が2,000頭、秋駆除については1,200頭、あと走古丹、野付半島に伴う囲いワナ、これについては800頭ということで、4,000頭の計画をしておりまして、実績につきましては、春と秋が終了しておりまして、2,644頭の捕獲が終了しております。

あと、囲いワナにつきましては、3月31日までということで現在、実施をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 御質問にお答えいたします。

新規就農者総合支援事業の減額でございますが、当初計画では、平成23年から27年まで新規就農者15名で計画しておりましたが、所得オーバー等により、10名が支給の対象外となりました。

それで5名分となったことで600万円ということになります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、3点の答弁が行われましたが。

はい、13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、ありがとうございます。

エゾシカ対策なのですが、予定していたものより、総体としてはちょっとかなりの頭数が下回ったという、状況かなというふうに思うのですが、とりわけこの囲いワナについては800頭を計画していたけれども、現在、3月31日まで、まだなっていないのけれども、相当下回るのかなという感じがしますが、この下回った原因についてはどうでしょうか。

○議長（松原政勝君） 水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 計画頭数に対してですね、現在、囲いワナの頭数につきましては、今現在でですね、200数十頭の捕獲にとどまっているということで、ことしにつきましては、要因といたしまして、積雪が少ない。

そして、それに伴ってですね、鹿がワナの中に入らなくてもですね、えさを食べられる状態であったということから、12月からスタートしたのですが、12月からですね、なかなか捕獲頭数が上がっていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、41ページの標津線基金3億1,499万円の繰り上げなのですが、部長説明のとおり、一括償還ということというふうに理解しておりますけれども、一括償還することによるメリットといえますか、どのような利子の、なんていうのですかね、繰り上げた分のメリットはどのくらいあるのかということをお聞きしたいのと、もともとの今までずっと3,000万か4,000万ぐらいずつ、毎回払ってきたということなのですが、それが7億ですと、本当の計画はいつまでであったのかということをお聞きいたします。

2点目は、これは国の事業ですけれども65ページの高齢者向け臨時福祉給付事業、これについての詳しい内容説明、該当人数等、もう少し詳しくお知らせしていただきたいと思っております。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（松原政勝君） 財政課主幹。

○財政課主幹（寺尾真太郎君） それでは、西原議員の御質問にお答えいたします。

標津線の基金に一括償還いたしますことによって生じるメリットというものは明確にはございません。

運用上の財政調整基金から標津線の基金のほうへ貯金を移すと申しましょうか、そうい

うような形態でありますけれども、標津線の基金の設置目的であります代替JR標津線の廃止に伴います代替輸送の確保の事業のために積み立てているという基金のですね、もともと、そもそもそういう趣旨がございましたので、そちらのほうから借り入れしているということよりも、基金にきちんと戻すと。財源の見通しが立った段階で戻すということの趣旨を目的にこのたび、基金のほうに戻すという判断をしたところであります。

それと、計画的に償還した場合は、いつまで続くのかという御質問の件なのですが、現在の償還計画では平成27年度末までに、3億1,500万円ほどの残高を予定しておりましたが、このたび、一括償還をすることで、平成36年度まで続く予定でしたが、今年度で終了させたいということによっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） それでは西原議員の御質問にお答えいたします。

65ページの高齢者向けの臨時福祉給付金の詳細にというようなことでした。

それで、今回ですね、御承知のとおりかと思いますが、国において1億総活躍社会の実現に向けまして、賃金の引き上げ、この恩恵が及びにくい低年金受給者への支援としまして、高齢者世帯の年金も含めた、所得全体の底上げを図る。これを目的に今回の福祉給付金、この交付が補正で決定されたというところです。

これを受けまして、本事業実施に伴いまして、人数の把握といいますが、計算についてなのですが、これまでの実績等々を基準として、およそ65歳以上の者が大体2,400名程度を基準に、そのうちの70%、の方が申請をするのではないかとということで想定をしまして、今回の予算では1,600名の方を想定しております。

それに一人3万円ということですので、この給付金については4,800万、これを予算計上させていただいておるところです。

対象者につきましては、27のですね、今年度実施しました臨時給付金、この方の65歳以上の方が対象となる事業であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 114ページですね、教育振興費のところで教育推進経費というのがあります。

これは多分就学援助の費用だと思うのですが、減額がされています。

対象となった人数と減額となった人数が、もしきちんとわかるようでしたらお聞かせをください。

それと、123ページ、図書館費です。

間違いでなければ、ちょっとしっかり見たのですが、見間違いでなければ、燃料費の項目がありません。

ほかのところは、ちょっと燃料費が安くなったということで、ほとんど減額になっているのですが、図書館費では燃料費が減額になっていないのかどうか、そのことについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時17分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、11番瀧川議員の質問に対して答弁を行います。

学務課長。

○学務課長（佐々木栄典君） それでは、瀧川議員からの御質問で114ページ、教育振興費の就学援助の該当者数でございますが、当初45人。

これが実績によりますと40という数字になっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 次に、図書館長。

○図書館長（千葉 宏君） それでは瀧川議員のですね、質問にお答えさせていただきます。

図書館の暖房費、燃料費ですね、そちらのほうの今回減額が行われていないということの内容につきまして御説明いたします。

冬期間になりまして図書館の暖房ボイラーの使用の頻度が上がっておりますが、老朽化により、ボイラーの調子がちょっと悪い状況にあります。

それですね、目内でのですね、修繕料の流用を行う、ちょっと必要になりまして、今回は燃料費のですね、減額というのを行っておりません。

以上です。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員よろしいでしょうか。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） すいません。就学援助の件はわかりました。

この燃料費のボイラーの調子が悪いということで、燃料費が減額になってないというところは、焚いていないということになるのですか。

もう少し詳しくお知らせください。

○議長（松原政勝君） 図書館長。

○図書館長（千葉 宏君） それでは質問にお答えさせていただきます。

燃料費から修繕費のほうにですね、ちょっと流用いたしまして、ボイラーの修繕を行うという、そういう形の説明させていただきました。

○議長（松原政勝君） 瀧川議員よろしいですか。ほかにございませんか。

なければ質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第10号平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） それでは、議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,860万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

まず「歳入」です。「補正額」の欄で申し上げます。

1款国民健康保険税、1項で2,577万4,000円の減。

2款国庫支出金、1項と2項で3,116万2,000円の減。

3款療養給付費等交付金、1項で1,160万2,000円の増。

4款前期高齢者交付金、1項で1,158万2,000円の増。

5款道支出金、1項と2項で759万4,000円の減。

6款共同事業交付金、1項で4,611万4,000円の増。

7款繰入金、1項で5,201万円の増。

8款繰越金、1項で446万2,000円の増。

9款諸収入、3項で2,224万円の減。

歳入合計で3,900万円を追加し、補正後の歳入の予算額を30億1,860万円とするものです。

次に、3ページの「歳出」です。

1款総務費、1項から4項で135万8,000円の減。

2款保険給付費、1項から2項と5項で569万3,000円の減。

3款後期高齢者支援金等、1項で377万8,000円の減。

4款前期高齢者納付金等、1項で3万4,000円の減。

6款介護納付金、1項で984万2,000円の減。

7款共同事業拠出金、1項で7,338万4,000円の増。

8款保健事業費、1項と2項で392万円の減。

9款諸支出金、1項で975万9,000円の減。

歳出合計で3,900万円を追加し、補正後の歳出予算額を30億1,860万円とするものです。

次の「事項別明細書」の「1. 総括」については省略させていただきまして、7ページ、「2歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。「2歳入」です。

款項の金額を省略し、目の補正額で御説明いたします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税2,298万2,000円の減。

2目退職被保険者等国民健康保険税279万2,000円の減。

いずれも現時点における収納額の見込みにより推計しております。

国民健康保険税の現年課税分の収納率については95%と見込んでおります。

8ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金4,619万7,000円の減。

2目高額医療費共同事業負担金、63万8,000円の減。

3目特定健康診査等負担金5万7,000円の増。

2項1目財政調整交付金1,561万6,000円の増。

いずれも概算決定通知及び確定通知により増減するものです。

次に、9ページです。

3款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金1,106万2,000円の増。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金1,158万2,000円の増。

いずれも決定通知により増額を行うものです。

10ページをお開きください。

5款道支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金63万8,000円の減。

2目特定健康審査等負担金5万7,000円の増。

2項1目財政調整交付金701万3,000円の減。

いずれも決定通知により増減を行うものであります。

6款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金2,862万1,000円の増。

2目保険財政共同安定化事業交付金1,749万3,000円の増。

いずれも国保連合会からの交付決定通知に基づき、増額するものでございます。

次に、11ページです。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金5,201万円の増。

これにつきましては、各種繰入金の精査によるそれぞれの繰り入れ増減と、本補正予算で見込まれる財源不足分をその他一般会計繰入金に計上しております。

補正後の一般会計からの繰入金の総額は、1億7,742万2,000円となりますが、そのうち、赤字解消分の一般会計繰入金として、3,815万円を計上しております。

その他の低所得者に対する軽減補填分や出産育児一時金等、一定のルールに基づく法定内繰り入れの総額は、1億3,927万2,000円となっております。

8款繰越金、1項1目その他繰越金446万2,000円の増、前年度繰越金の確定による増額でございます。

12ページをお開きください。

9款諸収入、3項0目歳入欠かん補填収入2,224万円の減。

これにつきましては、本目廃目で今回の補正予算によって見込まれた不足財源を先ほどの一般会計からの繰り入れとしたことにより、減額し、廃目とするものでございます。

次に、13ページをお開きください。

「3歳出」です。

同じく目の補正額の欄で説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 4 万 9, 0 0 0 円の減。

2 目連合会負担金 3 万円の減。

2 項 1 目賦課徴収費 1, 0 0 0 円の減。

2 目納税奨励費 5 6 万 2, 0 0 0 円の減。

いずれもですね、執行残の精査による減額でございます。

次に、1 4 ページをお開きください。

3 項 1 目運営協議会費 2 6 万 6, 0 0 0 円の減。

4 項 1 目趣旨普及費 3 5 万円の減。

これについても執行残の精査により減額となっております。

次に、1 5 ページです。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4 3 4 万 7, 0 0 0 円の増。

2 目退職被保険者等療養給付費 6 7 0 万 4, 0 0 0 円の増。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1, 0 0 0 万円の減。

2 目退職被保険者等高額療養費 3 2 5 万 6, 0 0 0 円の増。

1 6 ページに続きます。

5 項 1 目出産育児一時金 1, 0 0 0 万円の減。

これらにつきましては、いずれも本年度の確定値と残りの月の推計値により試算行い増減を行うものでございます。

次に、1 7 ページです。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 3 7 7 万 6, 0 0 0 円の減。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 2, 0 0 0 円の減。

いずれも確定通知により、減額するものでございます。

1 8 ページをお開きください。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 3 万 3, 0 0 0 円の減。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金 1, 0 0 0 円の減。

いずれも確定通知により減額を行うものです。

次に、1 9 ページです。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 9 8 4 万 2, 0 0 0 円の減。

これにつきましても確定通知により減額するものでございます。

2 0 ページをお開きください。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 2 5 4 万 4, 0 0 0 円の減。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金 7, 5 9 2 万 8, 0 0 0 円の増。

いずれも国保連合会からの拠出金確定通知により、増減を行うものでございます。

次に、2 1 ページです。

8 款保健事業費、1 項 1 目健康増進指導事業費 2 万 4, 0 0 0 円の減。

2 項 1 目特定健康診査等事業費 3 8 9 万 6, 0 0 0 円の減。

いずれも執行残の精査により減額するものです。

2 2 ページをお開きください。

9 款諸支出金、1 項 3 目償還金 9 7 5 万 9, 0 0 0 円の減。

これにつきましては、平成 2 6 年度国民健康保険療養給付費負担金等の交付額確定通知

により、超過交付となり今年度中に返還する額が確定したため、減額を行うものです。

次に、23ページをお開き願います。

「補正予算給与費明細書」でございます。

「1特別職」。これは別海町国民健康保険運営協議会委員の方が該当するものでございます。

下段の「比較」の欄で申し上げます。

職員数につきましては、補正前と変更はございません。

給与費の報酬で16万7,000円の減。

共済費はありませんので、合計でも16万7,000円の減額となっております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論をございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第11号平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第11号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,640万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,290万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」の「歳入」です。「補正額」の欄で説明させていただきます。

初めに「歳入」です。

1款分担金及び負担金、1項で311万5,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項と2項で121万6,000円の減。

3款国庫支出金、1項で24万8,000円の増。

4款繰入金、1項で1,084万7,000円の減。

6款諸収入、0項で70万円の減。

7款町債、1項で700万円の減。

歳入合計で1,640万円を減額し、歳入予算の総額を6億6,290万円とするものです。

次に「歳出」です。

1款総務費、1項で79万1,000円の減。

2款下水道施設費、1項で272万円の減。

3款集落排水施設費、1項と2項で1,231万4,000円の減。

4款公債費、1項で77万8,000円の減。

5款給与費、1項で20万3,000円の増。

歳出合計で1,640万円を減額し、歳出予算の総額を6億6,290万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」の「廃止」です。

事項で、「平成27年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償」と「別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担（平成27年度融資分）」の2項目について、借り入れ希望がなかったことによる廃止です。

続きまして5ページです。

「第3表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」、限度額「2,810万円」を160万円減額し、「2,650万円」とするものです。

起債の目的、「農業集落排水事業」、限度額「200万円」を20万円減額し、「180万円」とするものです。

起債の目的、「漁業集落排水事業」、限度額「6,540万円」を520万円減額し、「6,020万円」とするものです。

合計で、限度額「9,550万円」を「8,850万円」とするものです。

いずれも「起債の方法」、「利率」、「償還の方法」に変更はございません。

続きまして、「歳入歳出予算補正事項別明細書」ですが、「1. 総括」は省略させていただきます、「2歳入」から説明いたします。

9ページをお開きください。

「2歳入」です。

目の欄の「補正額」で説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項1 目下水道事業費分担金3 1 1 万5, 0 0 0 円の増は、決算見込みによる増額です。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目使用料1 2 2 万2, 0 0 0 円の減。

2 項1 目手数料6, 0 0 0 円の増は、いずれも決算見込みによるものです。

1 0 ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項1 目下水道施設費補助金5 4 1 万8, 0 0 0 円の増は、事業費確定により減額となりましたが、北方領土隣接地域振興事業嵩上げ補助金による上積みがあったための増額です。

2 目集落排水施設費補助金5 1 7 万円の減は、事業費確定による減額です。

4 款繰入金、1 項1 目繰入金1, 0 8 4 万7, 0 0 0 円の減は、精査による減額です。

続いて1 1 ページです。

6 款諸収入、0 項0 目貸付金収入7 0 万円の減は、水洗便所改造等資金の借り入れ希望者がなかったことによる減額です。本目廃項です。

7 款町債、1 項1 目下水道施設債1 6 0 万円の減。

2 目集落排水施設債5 4 0 万円の減は、いずれも町債確定による減額です。

1 3 ページをお開きください。

「3 歳出」です。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費9 万1, 0 0 0 円の減は、下水道管理経費確定による執行残の減額です。

0 目水洗化普及費7 0 万円の減は、水洗便所改造等資金の借り入れ希望者がなかったことによる減額です。本目廃目です。

1 4 ページをお開きください。

2 款下水道施設費、1 項1 目処理場費1 4 万1, 0 0 0 円の減。

2 目環境維持費1 4 万1, 0 0 0 円の減。

3 目施設整備費2 4 3 万8, 0 0 0 円の減は、いずれも事業費確定による執行残の減額です。

次に1 5 ページ。

3 款集落排水施設費、1 項1 目処理場費2 8 万4, 0 0 0 円の減は、農業集落施設管理経費確定による執行残の減額です。

2 目管渠維持費2 3 万3, 0 0 0 円の減。

3 目施設整備費5 1 万1, 0 0 0 円の減は、いずれも事業費確定による執行残の減額です。

1 6 ページをお開きください。

2 項1 目処理場費1 0 0 万3, 0 0 0 円の減は、漁業集落施設管理経費確定による執行残の減額です。

2 目管渠維持費2 万1, 0 0 0 円の減は、事業費確定による執行残の減額です。

1 7 ページ。

3 目施設整備費1, 0 2 6 万2, 0 0 0 円の減は、尾岱沼地区処理施設の機械電気設備工事の事業費確定による執行残の減額です。

4 款公債費、1 項2 目利子7 7 万8, 0 0 0 円の減は、額の確定による減額です。

1 8 ページをお開きください。

5 款給与費、1 項1 目給与費 2 0 万 3, 0 0 0 円の増は、今回の給与改定による増額です。

続いて 1 9 ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1. 一般職」、「(1) 総括」。

下段の「比較」欄で御説明いたします。

職員数につきましては、増減はございません。

給料で 8 万円の増。

職員手当で 8 万 6, 0 0 0 円の増。

共済費で 3 万 7, 0 0 0 円の増。

合計で 2 0 万 3, 0 0 0 円を増額し、補正後の合計額を 1, 9 6 6 万 6, 0 0 0 円とするものです。

以下、「職員手当の内訳」から 2 0 ページまでの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 1 1 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 1 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 1 2 号

○議長（松原政勝君） 日程第 1 6 議案第 1 2 号平成 2 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（伊藤輝幸君） 議案第 1 2 号平成 2 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書 1 ページをお開き願います。

平成 2 7 年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 0 3 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 9 7 0 万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

まず「歳入」です。

「補正額」の欄で申し上げます。

1款介護サービス費、1項で612万円の増。

2款使用料及び手数料、1項2項で878万円の増。

3款財産収入、1項で13万7,000円の減。

4款繰入金、1項で4,618万6,000円の減。

5款繰越金、1項で19万円の増。

6款諸収入、1項で93万3,000円の増。

歳入合計で3,030万円を減額し、補正後の予算額を4億7,970万円とするものです。

次に「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で1,022万1,000円の減。

2款給与費、1項で2,007万9,000円の減。

歳出合計で3,030万円を減額し、補正後の予算額を4億7,970万円とするものです。

次に「歳入歳出補正予算事項別明細書」で、「1. 総括」は説明を省略させていただき、「2歳入」、「3歳出」で御説明をいたします。

5ページをお開き願います。

歳入歳出とも、目の補正額で申し上げます。

「2歳入」です。

1款介護サービス費、1項1目施設介護サービス費643万円の増は、老人保健施設の入所者が当初推計より増加したことによるものです。

2目居宅介護サービス費31万円の減は、老人保健施設の通所リハビリテーション利用者の減少と訪問看護ステーションの利用者の増加によるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目施設介護サービス使用料570万円の増は、老人保健施設の入所者の増加によるものです。

2項1目居宅サービス手数料308万円の増は、訪問看護ステーションの利用者の増加によるものです。

6ページをお開き願います。

3款財産収入、1項1目財産貸付収入13万7,000円の減は、医師及び医療用技術員住宅の入居者の減に伴う住宅貸付収入の減少によるものです。

4款繰入金、1項1目繰入金4,618万6,000円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

7ページになります。

5款繰越金、1項1目繰越金19万円の増は、額の確定によるものです。

6款諸収入、1項1目雑入93万3,000円の増は、嘱託職員等に係る社会保険収入の増加及び職員に係る手当の返納が主なものです。

次に「3歳出」になります。

9ページをお開き願います。

1 款介護サービス事業費、1 項1 目老人保健施設費9 9 7 万1, 0 0 0 円の減、1 0 ページにわたりまして、施設整備事業の額の確定を初め、執行残及び今後の支出見込みの精査による減額補正となります。

1 0 ページ中段です。

2 目訪問看護費2 5 万円の減、執行残及び今後の支出見込みの精査による減額補正です。

1 1 ページとなります。

3 款給与費、1 項1 目給与費2, 0 0 7 万9, 0 0 0 円の減、職員経費の調整及び会計間異動や退職による職員数の減により減額とするものです。

1 3 ページをお開き願います。

「補正予算給与費明細書」です。

「1 一般職」、「(1) 総括」です。

「比較」の欄で申し上げます。

職員数は、会計間異動や退職により3 名の減となっております。

給与費の給料で9 8 0 万円の減。

職員手当で2 9 1 万円の減で、給与費計では1, 2 7 1 万円の減となります。

「職員手当の内訳」は下記の表のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

右側に移りまして、共済費で7 3 6 万9, 0 0 0 円の減。

合計で2, 0 0 7 万9, 0 0 0 円の減となります。

続いて、1 4 ページ以降の「(2) 給料及び職員手当の増減額の明細」並びに「(3) 給料及び職員手当の状況」については説明を省略させていただきます。

以上、議案第1 2 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第1 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1 2 号は原案のとおり可決されました。

ここで会議を1 0 分間休憩いたします。

午後 2 時5 6 分 休憩

午後 3 時0 6 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第13号

○議長（松原政勝君） 日程第17 議案第13号平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第13号の内容説明をいたします。

別冊の別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,990万円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

まず「歳入」です。

「補正額」の欄で申し上げます。

1款保険料、1項で1,553万7,000円の減。

2款分担金及び負担金、1項で4万1,000円の減。

3款国庫支出金は、1項と2項で3,560万3,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で6,441万3,000円の減。

5款道支出金、1項で2,519万9,000円の減。

7款繰入金、1項と2項で879万3,000円の減。

歳入合計で1億3,200万円を減額し、補正後の予算額を9億9,990万円とするものです。

次に、3ページです。

「歳出」です。

1款総務費、1項から3項で126万4,000円の減。

2款保険給付費、1項で8,770万円の減。

3款地域支援事業費、1項で206万3,000円の減。

4款基金積立金、1項で4,097万3,000円の減。

歳出合計で1億3,200万円を減額し、補正後の予算額を9億9,990万円とするものです。

次の「歳入歳出予算補正事項別明細書」ですが、「1. 総括」につきましては、説明を省略し、7ページの「歳入」から説明いたします。

7ページをお開きください。

「2歳入」、款項の金額につきましては省略しまして、目の金額で説明いたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料1,553万7,000円の減、町単独の軽

減を実施したことによる特別徴収保険料の減、及び保険料収納実績による普通徴収保険料の増額によるものです。

2 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 4 万 1,000 円の減、包括的支援事業の利用実績によるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 2,237 万円の減。

2 項 1 目調整交付金 1,323 万 3,000 円の減は、いずれも保険給付費の減額によるものです。

8 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 6,403 万 6,000 円の減。

2 目介護予防事業交付金 37 万 7,000 円の減は、いずれも保険給付費の減及び給付率の変更によるものです。

5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 2,519 万 9,000 円の減。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,064 万 2,000 円の減は、いずれも保険給付費の減によるものです。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,943 万 5,000 円の増、保険給付金見込み額の減額により、歳入の不足する分を基金から繰り入れし、歳入歳出予算の総額を調整するものです。

次に 9 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 5 万 6,000 円の増、介護保険システム改修費の増及び執行残の精査によるものです。

2 項 1 目賦課徴収費 6 万円の減。

3 項 2 目認定調査費 126 万円の減は、いずれも支出見込みの精査によるものです。

10 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費 8,770 万円の減、介護サービス給付費の保険給付実績をもとに、今後の支出見込みを推計し減額とするものです。

11 ページ。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防事業費 23 万 4,000 円の減、本年度の給付実績により、今後の支出見込みを推計して減額をするものです。

2 目包括的支援事業費 182 万 9,000 円の減は、支出見込みの精査によるものです。

12 ページをお開きください。

4 款基金積立金、1 項 1 目基金積立金 4,097 万 3,000 円の減は、保険給付費の減額に伴う、歳入の精査によるものです。

次に、「補正予算給与明細書」です。

13 ページをお開きください。

「1 特別職」。こちらは介護認定審査会委員に、及び介護保険事業計画等策定委員会の委員にかかわるものです。

「比較」の欄で説明いたします。

職員数につきましては、委員の変更はありません。

給与費、報酬 14 万 6,000 円の減。

共済費はございませんので、合計で 14 万 6,000 円の減となります。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第13号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第14号平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第14号の内容説明をいたします。

それでは、別冊の平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,880万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは3ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

まず「歳入」です。

「補正額」の欄で申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項で270万2,000円の増。

2款繰入金、1項で182万5,000円の減。

3款繰越金、1項で12万3,000円の増。

歳入合計で100万円を増額し、補正後の歳入の予算額を、1億4,880万円とするものです。

次に「歳出」です。

1 款総務費、1 項で1 2 万6, 0 0 0 円の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で1 1 2 万6, 0 0 0 円の増。

歳出合計で1 0 0 万円を増額し、補正後の歳出の予算額を1 億4, 8 8 0 万円とするものです。

次の「事項別明細書」、「1. 総括」については省略させていただきまして、7 ページの「歳入」から御説明いたします。

「2 歳入」です。

款項の金額につきましては省略し、目の補正額で御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項1 目特別徴収保険料3 4 1 万4, 0 0 0 円の減、現年度分特別徴収保険料の収納見込みによる減額です。

2 目普通徴収保険料6 1 1 万6, 0 0 0 円の増、現年度及び滞納繰越分普通徴収保険料の収納見込みによるものでございます。

2 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金1 8 2 万5, 0 0 0 円の減、事務費繰入金の精査によるものです。

8 ページをお開きください。

3 款繰越金、1 項1 目繰越金1 2 万3, 0 0 0 円の増。これにつきましては、前年度繰越金の確定による増額です。

以上で、歳入を終わります。9 ページをお開きください。

「3 歳出」です。

同じく、目の「補正額」の欄で説明いたします。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費1 2 万6, 0 0 0 円の減、執行残の精査による減額でございまして。

次に、1 0 ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金1 1 2 万6, 0 0 0 円の増。これにつきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に納付する保険料負担金の額が確定したことによるものです。

以上で、議案第1 4 号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第1 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1 4 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第15号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第15号平成27年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（大槻祐二君） それでは、議案第15号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成27年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2項、年間患者数、外来で1万48人の減で、7万3,140人とする。

3項、一日平均患者数、外来で41人の減で、300人とする。

4項、主要な建設改良事業、医療機械器具購入事業で、480万円を減額し、3,221万4,000円とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項2項合わせて4,256万1,000円を減額し、合計で21億7,336万2,000円とする。

次に、支出の第1款病院事業費用、1項2項合わせて1億2,256万4,000円を減額し、合計で21億8,488万8,000円とする。

続きまして2ページです。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,704万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,704万7,000円で補填するものとする。）。

収入の1款資本的収入、1項374万7,000円の減で、合計1億495万3,000円とする。

支出で1款資本的支出、1項で749万4,000円を減額し、1億7,200万円とする。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に掲げる経費を次のとおり改める。

職員給与費9,823万円を減額し、12億7,945万8,000円とする。

第6条、他会計からの補助金。

予算第7条に掲げる金額を次のとおり改める。

医師及び看護師等の研究研修に要する経費を374万円。

病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費を2,396万4,000円。

病院事業職員の追加費用負担金に要する経費を1,209万7,000円。

児童手当に要する経費を415万5,000円。

院内保育所に要する経費を2,129万7,000円。

医師の派遣を受けることに要する経費を2,909万9,000円とする。

第7条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額「2億2,556万円」を「2億5,092万8,000円」に改める。

次に、3ページからの「補正予算実施計画」は省略させていただきまして、補正予算に関する説明書です。

5ページをお開きください。

「平成27年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画説明書」です。

先ほど款項で説明いたしましたので、目の補正額で説明をさせていただきます。

「収入」です。

1款病院事業収益、1項1目入院収益で4,270万5,000円の減、入院単価の減額見込みによるものです。

2目外来収益4,449万3,000円の減、外来患者数の件数見込みによる減額です。

3目その他医業収益1,821万円の増、公衆衛生活動収益など、決算見込みによる増額によるものです。

2項2目他会計補助金5万8,000円の増、実績見込みです。

3目補助金17万1,000円の増、院内保育所運営補助金の増額見込みによるものです。

4目負担金交付金3,468万9,000円の増、収支の決算見込みによります一般会計負担金の増額です。

5目患者外給食収入31万7,000円の減。

6目長期前受金戻入626万1,000円の減。

7目その他医業外収益191万3,000円の減は、いずれも決算見込みによる減額。

6ページをお開きください。

「支出」です。

1款病院事業費用、1項1目給与費で8ページの中段まで、9,323万円の減額は、支出見込み額精査によるものです。

8ページの中段をお開きください。

2目材料費です。2,341万9,000円の増、及び3目経費254万9,000円の増は、支出見込み額精査による増額です。

4目減価償却費5,775万7,000円の減は、額の確定によるものです。

6目研究研修費93万2,000円の減は、決算見込みによるものです。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費12万4,000円の減は、一時借り入れをしないことによる減額です。

2目雑損失351万1,000円の増は、決算見込みによるものです。

続きまして、10ページです。

「収益的収入及び支出」の「収入」です。

1款資本的収入、1項1目他会計出資金で374万7,000円の減は、建設改良費の事業確定に伴う一般会計出資金の減額です。

「支出」です。

1款資本的支出、1項1目資産購入費749万4,000円の減は、医療機械購入事業

等の事業確定によるものです。

続きまして、11ページです。

「平成27年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書」です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

右側の下から3段目、「資金増加額」の見込みで5,541万4,000円の減額見込みとなり、「資金期末残高」で1億8,422万1,000円となる予定となっております。

続きまして、12ページをごらんください。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」、下段の「比較」の「合計」欄で説明いたします。

職員数5名の増。

給料455万1,000円の減。

報酬賃金4,984万円の減。

手当1,264万2,000円の減。

法定福利費2,619万7,000円の減。

合計で9,323万円を減額し、給与費合計で12億7,945万8,000円とするものです。

以下、16ページまで省略させていただきます。

17ページをお開きください。

「平成27年度町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右側下段の下から3行目をごらんください。

「当年度純損失」の見込みは1,152万6,000円となる見込みで、1番下段の「当年度末未処理欠損金」が175,169万7,000円となる予定であります。

18ページの「平成27号町立別海病院事業予定貸借対照表」と19ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 医療機器の整備事業ということで、血液ろ過装置が今回入りましたので、そのことについて4点ほどお聞きしたいと思います。

このことについては、患者とか家族の方の負担が軽減されるということで、とても嬉しいことだと思うのですが、この血液ろ過装置の購入金額がまず1点。

それと、現在のこの機械を利用している方の人数。

それと、この機械を操作するのにどなたが対応されているのかということが3点目。

そして4点目として、同様の症状が出た患者さんが出た場合には継続して、この機械を使用していくということになるのかどうかということについてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 病院事務課長。

○病院事務課長（大槻祐二君） ただいまの瀧川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、ろ過装置の金額ですが、635万円ほどで購入しております。

利用者数ですが、この血液ろ過装置について若干説明を、まず、させていただきたいと思いますが、名前のおり血液をろ過する機械でございます。大量出血した患者さんや輸血した患者さんに対して、必要と思われる方に、このろ過装置を使うということでございます。

昨年でございますね、3名ほどに使用していると。

1名は交通事故による患者さん、1名は術後の急変に対応した患者さん、もう1名は簡易的透析が必要だったという患者さんと聞いております。

この三つ目の担当ですが、外科医の先生等々が対応していると。

あとは外科の関するナースが対応しているものと思っております。

すいません、4番目が・・・。

○議長（松原政勝君） ちょっと課長待ってください。

瀧川議員、4番目の質問をもう一度言ってください。

○9番（瀧川榮子君） 答えをもういただきましたので大丈夫です。

○議長（松原政勝君） よろしいのですか。

ほかにございませんか。

1番小椋議員。

○1番（小椋哲也君） 2点お聞きします。

まず1点目が2ページの年間の患者数ですね。

予定が8万3,188だったのが1万人以上減となるということで、これはどの辺でこういう違いが生まれてしまったのか、原因をお聞かせください。

あと12ページです。

給与の明細書の中で、減額になっているのですけれども、給料や手当については次のページで説明が載っているのですが、報酬と賃金の4,984万円の減額。これがどのようなものなのかというのお答えください。

○議長（松原政勝君） 病院事務課長。

○病院事務課長（大槻祐二君） 小椋議員の御質問にお答えしたいと思います。

患者さんの減ですが、当初予算では入院患者、外来患者ともにですね、できるだけ、何と言いますか、目標数値と申しますか、ある程度の大きな人数での積算をしていたところでございます。それは3月末の決算見込みで、減ったといったところになってございます。

次に、嘱託賃金の報酬等の関係なのですが、この嘱託賃金につきましては、嘱託職員の給与、臨時職員の給与、あと出張医の先生の賃金等々が全部含まれております。

それらを総体して予算計上してあるものですから、それが実績見込みで大幅に減額になったといった原因となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 1番小椋議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） なければ質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第16号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第16号平成27年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成27年度別海町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、1 項と2 項で2 8 1 万8, 0 0 0 円を増額し、1 0 億2, 1 1 9 万8, 0 0 0 円とするものです。

次に収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項2 項及び4 項で1 6 1 万2, 0 0 0 円を増額し、7 億5, 8 8 7 万4, 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億6,993万2,000円は、減債積立金1億4,063万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,771万4,000円、過年度分損益勘定留保資金4億9,158万5,000円を補填するものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項で3 8 2 万4, 0 0 0 円を減額し、4, 0 7 5 万6, 0 0 0 円とするものです。

次に資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で、4, 8 7 4 万1, 0 0 0 円を減額し、7 億1, 0 6 8 万8, 0 0 0 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費8 2 万6, 0 0 0 円減額して、6, 3 5 4 万7, 0 0 0 円に。

2 号、公債費を5 万円減額してゼロ円にそれぞれ改めるものです。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額「4,020万1,000円」を「2,020万1,000円」に改める。

3ページ、4ページの「平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画」の説明は省略させていただきます。

5ページをお開きください。

「平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書」です。

目の欄で説明させていただきます。

「収益的収入及び支出」。

初めに「収入」です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益696万円の増は、決算見込みによる増額です。

増額大きかったその他の収入は、国営かんがい排水事業別海南部地区で埋設した新設管の洗浄のための水道水使用で料金がふえているものです。

2目受託工事収益32万8,000円の減。

3目その他の営業収益2万4,000円の減は、いずれも決算見込みによる減額です。

2項2目負担金1,039万3,000円の減は、決算見込みによるもので、水道施設工事費が減額となり、根室市負担金が減少したことによるものです。

3目長期前受金戻入640万4,000円の増は、現金の伴わない科目ですが、資産除却の精査による補助金、負担金、受贈財産評価分の収益化による額の確定です。

4目雑収益、19万9,000円の増は、決算見込みによる増額です。

6ページをお開きください。

次に「支出」です。

1款水道事業費用、1項一目原水及び浄水費、635万円の減。

2目配水及び給水費854万7,000円の減。

7ページ、4目総係費55万6,000円の減は、いずれも執行残による減額が主なものです。

5目減価償却費105万9,000円の減は、現金を伴わない科目ですが、償却資産に係る償却費精査による減額です。

6目資産減耗費1,297万5,000円の増は、これも現金を伴わない科目ですが、配水管や量水器等の除却費確定による増額です。

2項3目消費税及び地方消費税411万6,000円の増は、納付額確定による増額です。

4項1目その他特別損失103万3,000円の増は、年度当初の未収金不納欠損の処分を想定していなかったため、新設で増額するものです。

この科目につきましては、本年度のみの計上で、平成28年度からは総係費で計上することとなる予定です。

8ページをお開きください。

「資本的収入及び支出」。

初めに「収入」です。

1款資本的収入、1項1目工事負担金382万4,000円の減は、水道施設移転補償費の確定による減額です。

次に「支出」です。

1 款資本的支出、1 項 1 目事務費 3 5 万 1, 0 0 0 円の減。

2 項施設費 2, 6 7 8 万 8, 0 0 0 円の減。

3 目量水器設置費 2, 1 4 7 万 3, 0 0 0 円の減。

4 目固定資産購入費 1 2 万 9, 0 0 0 円の減は、いずれも執行残による減額です。

続きまして、9 ページをごらんください。

「平成 2 7 年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書」です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目をごらんください。

「資金増減額」の見込みです。2 億 2, 8 8 7 万 5, 0 0 0 円の減額となり「資金期末残高」で、2 7 億 4, 1 5 4 万 8, 0 0 0 円となる予定です。

資金減少の要因といたしましては、国営事業との共同事業負担金や水道管移設等の建設改良費が主なものです。

次に、1 0 ページをお開きください。

「補正予算給与費明細書」です。

「1. 総括」。下段の「比較」の「合計」欄で説明させていただきます。

職員数に増減はございません。

給料で 1 7 万 9, 0 0 0 円の減。

手当で 2 0 万 9, 0 0 0 円の減。

法定福利費で 4 3 万 8, 0 0 0 円の減。

合計で 8 2 万 6, 0 0 0 円の減額し、補正後の合計額を 6, 3 5 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。

以下、1 2 ページまで説明を省略させていただき、1 3 ページをお開きください。

「平成 2 7 年度別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から 4 行目をごらんください。

「当年度純利益」の見込みでございます。2 億 2, 4 6 1 万円となる予定です。

1 4 ページの「平成 2 7 年度別海町水道事業予定貸借対照表」と 1 5 ページの「注記表」の説明については省略させていただきます。

以上で、議案第 1 6 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 1 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 6 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは午前10時から本会議を行いますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時50分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員